投資信託説明書（請求目論見書）

使用開始日 2025.5.16

NZAM 上場投信 S＆P/JPX カーボン・エフィシェント指数

追加型投信/国内/株式/ETF/インデックス型

本書により行うNZAM 上場投信 S&P/JPXカーボン･エフィシェント指数の受益権の募集については、委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により有価証券届出書を2025年5月15日に関東財務局長に提出しており、2025年5月16日にその効力が発生しております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第１３条の規定に基づく目論見書です。

【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　八木　正展
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南一丁目６番５号
【縦覧に供する場所】	名称　株式会社東京証券取引所 所在地　東京都中央区日本橋兜町２番１号

≪目次≫

頁

第一部　【証券情報】…… 1
第二部　【ファンド情報】…… 3
　第１　【ファンドの状況】…… 3
　第２　【管理及び運営】…… 24
　第３　【ファンドの経理状況】…… 34
　第４　【内国投資信託受益証券事務の概要】…… 88
第三部　【委託会社等の情報】…… 89
　第１　【委託会社等の概況】…… 89

約款

本書は、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。本書を請求された場合には、投資信託説明書（交付目論見書）に加え、本書の内容をご確認のうえで注文いただきますようお願いいたします。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＮＺＡＭ　上場投信　Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸカーボン・エフィシェント指数
（以下「ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第２条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

100口当たり取得申込受付日の基準価額※とします。

原則として、取得申込みが午後３時30分までに行われたものを当該取得申込受付日の受付分とします。ただし、取得の申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合は午後２時30分までとします。

※　基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社（注）に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

（注）委託者の指定する第一種金融商品取引業者を「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

（５）【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が個別に定める申込手数料ならびに当該申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

（６）【申込単位】

１ユニット以上１ユニット単位

委託者は、取得申込受付日の３営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ（「ユニット」といいます。）の詳細（銘柄および数量）を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。

１ユニットの受益権の口数は、１口の整数倍とし、取得申込受付日に委託者が定めます。

（７）【申込期間】

2025年５月16日から2025年11月14日までとします。（継続申込期間）

※　上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

■照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

（９）【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込みにかかる発行価額に相当する有価証券および金銭を、販売会社が指定する日までに販売会社が指定する方法で払込みます。取得申込みにかかる株式等については、販売会社によって、追加信託が行われる日に、受託者の指定するファンド口座に移管されます。金銭については、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

上記「（９）払込期日」に記載の払込みは、販売会社において行うものとします。

販売会社については、上記（８）に同じです。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社　証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項ありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、投資信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を「Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸカーボン・エフィシェント指数（トータル・リターン）」（以下「対象株価指数」といいます。）の変動率に一致させることを目的とします。

一般社団法人　投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人　投資信託協会のホームページ＜https://www.toushin.or.jp/＞をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	ＭＭＦ ＭＲＦ ＥＴＦ	インデックス型 特殊型

商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号及び第２号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸカーボン・エフィシェント指数（トータル・リターン））

属性区分定義

株式（一般）	大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
年２回	目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
その他（Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸカーボン・エフィシェント指数（トータル・リターン））	目論見書又は投資信託約款において、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸカーボン・エフィシェント指数（トータル・リターン）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

＜信託金の限度額＞

委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円に相当する有価証券および金銭を限度として追加信託することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第３条））

＜ファンドの特色＞

ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をＳ＆Ｐ／ＪＰＸカーボン・エフィシェント指数（トータル・リターン）の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸカーボン・エフィシェント指数（トータル・リターン）の動きに連動する投資成果をめざし、Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸカーボン・エフィシェント指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式を主要投資対象とします。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

＜運用プロセスのイメージ図＞

※上記プロセスは変更となる場合があります。

Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸカーボン・エフィシェント指数

■ Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸカーボン・エフィシェント指数は、東証株価指数（TOPIX）をユニバースとして、同じ産業グループ内で環境情報の開示を十分に行っている企業や炭素効率性の高い（売上高当たりの炭素排出量が少ない）企業のウェイトを引き上げるなどの調整を行うことで、構成銘柄のウェイトを決定する指数です。市場全体の環境に対する取り組み、情報開示を促すことを目指しています。

指数の著作権等について

「Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸカーボン・エフィシェント指数」および「Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸカーボン・エフィシェント指数（トータル・リターン）」（以下「各指数」）は、S&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」）、株式会社日本取引所グループ（以下「ＪＰＸ」）および株式会社ＪＰＸ総研（以下、「ＪＰＸ総研」）の商品であり、これを利用するライセンスが農林中金全共連アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC（以下「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが農林中金全共連アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。ＪＰＸ®はＪＰＸの登録商標であり、これを利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが農林中金全共連アセットマネジメント株式会社に付与されています。TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、ＪＰＸ総研の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXの商標に関するすべての権利はＪＰＸ総研が有します。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはもしくはそれぞれの関連会社、ＪＰＸまたはＪＰＸ総研によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当指数の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸカーボン・エフィシェント指数（トータル・リターン）（以下「当指数」）をベンチマークとして選定した理由

東証株価指数（TOPIX）とのトラッキングエラーを低く抑えつつ、ユニバースと比較して指数全体の炭素効率性を高められることから、ファンドのベンチマークとして選定しました。

当指数の構築プロセス

ユニバース	東証株価指数（TOPIX）	
追加基準	直近３ヶ月の日次売買代金の中央値が５千万円以上の銘柄	
除外基準	**基準①** Trucost社(S&Pグローバルの一部門)が算出する炭素効率性が極端に低く(売上高当たり炭素排出量が多い)、かつ環境情報開示が十分でない銘柄	**基準②** 環境・社会・ガバナンスのリスクに関する情報プロバイダーであるRepRisk社が提供する指標が一定基準を満たさない、論争の的になる問題を抱える銘柄
ウェイト調整	**TOPIXと同程度の産業グループ構成比率を維持しつつ、以下の銘柄のウェイトを引き上げ** 1. 環境情報に関する十分な開示を行っている銘柄（TCFD提言に基づく開示が行われていると確認された場合はさらにウェイトを引き上げ） 2. 同一産業グループ内で炭素効率性が高い（売上高当たり炭素排出量が少ない）銘柄 3. 炭素効率性のばらつきの大きい産業に属する銘柄（ばらつきの大きい産業は改善の余地が大きい産業としてウェイト調整）	
当指数	Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸカーボン・エフィシェント指数（トータル・リターン）	

・年に一度、6月にリバランス（構成銘柄やウェイトの変更）が行われます。
・指数構築プロセスの詳細は
SPDJIウェブサイト https://www.spglobal.com/spdji/jp/indices/sustainability/sp-jpx-carbon-efficient-index/#overview
ＪＰＸウェブサイト https://www.jpx.co.jp/markets/indices/carbon-efficient/index.html をご覧ください。

当指数の特色

炭素効率性

・当指数は、親指数であるTOPIX対比で、**炭素効率性が約29%高い**です（売上高当たりの炭素排出量が約29%少ない）※。
※ 2025年３月時点
※ 炭素効率性（炭素排出量(tCO2e)/売上高(USDmillion)）
・詳細は、 SPDJIウェブサイト＞概要＞ドキュメント＞追加情報＞ 親指数との炭素効率性比較 をご覧ください。

構成銘柄情報

・当指数の透明性は高く、構成銘柄情報（環境情報の十分な開示の有無、炭素効率性の十分位）の詳細は、SPDJIウェブサイト＞概要＞ドキュメント＞追加情報＞ 構成銘柄および炭素効率性情報 からご確認いただけます。

委託会社の全社スチュワードシップ方針

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、お客様の中長期的な利益に貢献するには、投資先の持続的成長や、投資先の事業活動を支える持続可能な環境社会の構築に貢献することが重要であると認識しており、原則として受託財産に係る全ての運用資産において、ESG要素を勘案したスチュワードシップ活動を行う方針です。詳細は、「ESGステートメント」「スチュワードシップポリシー」 をご覧ください。
（https://www.ja-asset.co.jp/company/pri/index.html）

当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

1 受益権が上場されます

受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

・売買単位は、10 口です。
・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
・取引方法は、原則として株式と同様です。
※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

2 取得申込みは有価証券により行われます

受益権の取得申込者は、取得時の「ユニット」を単位として、有価証券による取得申込みを行うことができます。

※「ユニット」とは、受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象株価指数に連動すると委託会社が想定するもので、委託会社が指定します。

原則として、所定の方法に定められている場合を除き、金銭によって受益権の取得申込みを行うことはできません。

3 受益権と引き換えに有価証券を交付（交換）します

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する投資信託財産中の有価証券との交換を請求することができます。

通常の投資信託における換金手続きの解約申込みにより、受益権を換金することはできません。

主な投資制限

■ 株式への投資割合には、制限を設けません。

■ 外貨建資産への投資は、行いません。

分配方針

毎計算期間末（毎年２月、８月の各１５日）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

（２）【ファンドの沿革】

2020年８月24日　有価証券届出書の提出
2020年９月10日　信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日
2020年９月11日　受益権を東京証券取引所に上場

（３）【ファンドの仕組み】

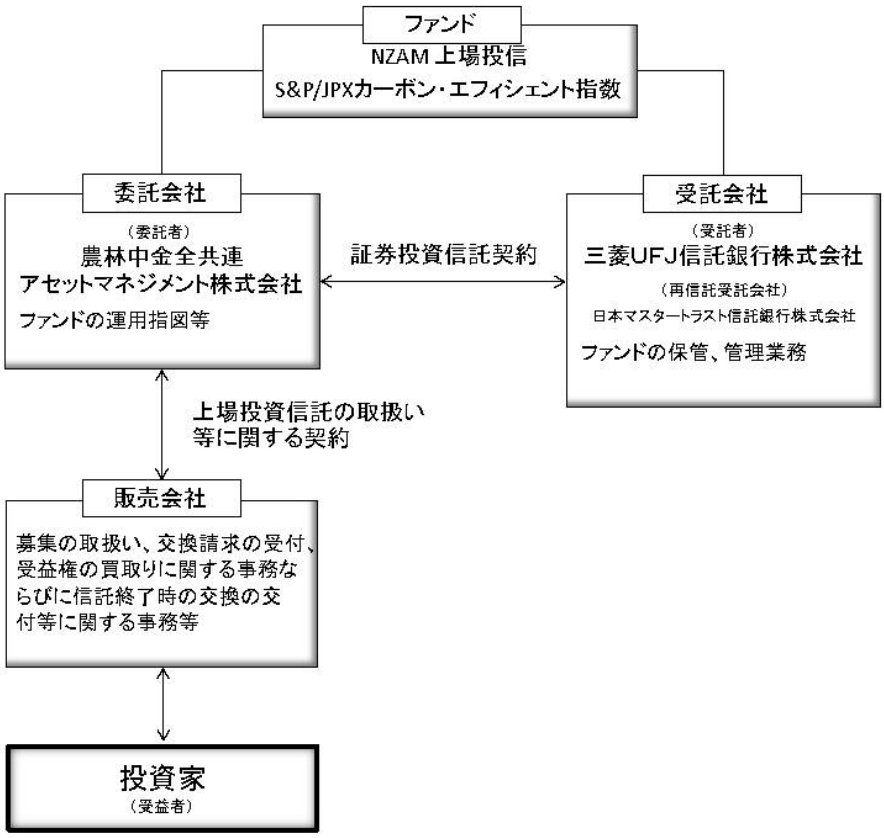

委託者（委託会社）の概況（2025年２月28日現在）

①　資本金の額

1,466百万円

②　沿　　革

1993年９月28日 農中投信株式会社設立
10月８日 証券投資信託委託業の免許取得
10月13日 営業開始
1996年８月20日 投資顧問業務の登録
９月30日 投資一任業務認可取得
10月１日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更
2000年10月１日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更
2007年９月30日 金融商品取引業の登録

③　大株主の状況

株主名	住所	持株数（株）	持株比率（%）
農林中央金庫	東京都千代田区大手町１丁目２番１号	19,551	66.66
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町２丁目７番９号	9,779	33.34

（注）農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないＡ種優先株式１株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有しないＢ種優先株式１株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫　　66.66%
全国共済農業協同組合連合会　　33.34%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

運用の基本方針（約款第19条）※

委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、次に掲げる運用の基本方針に従って、その指図を行います。

１．この信託は、投資信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式を組入れることを原則とします。

２．上記１．の基本方針に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

３．市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

４．投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式の貸付けを行うことができるものとします。

※　「約款第○条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

（２）【投資対象】

ａ．投資の対象とする資産の種類（約款第17条）

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ｂ．運用の指図範囲（約款第18条）

①　委託者は、投資信託財産を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株式

２．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、投資信託財産を、上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（３）【運用体制】

１．運用体制

当ファンドは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。

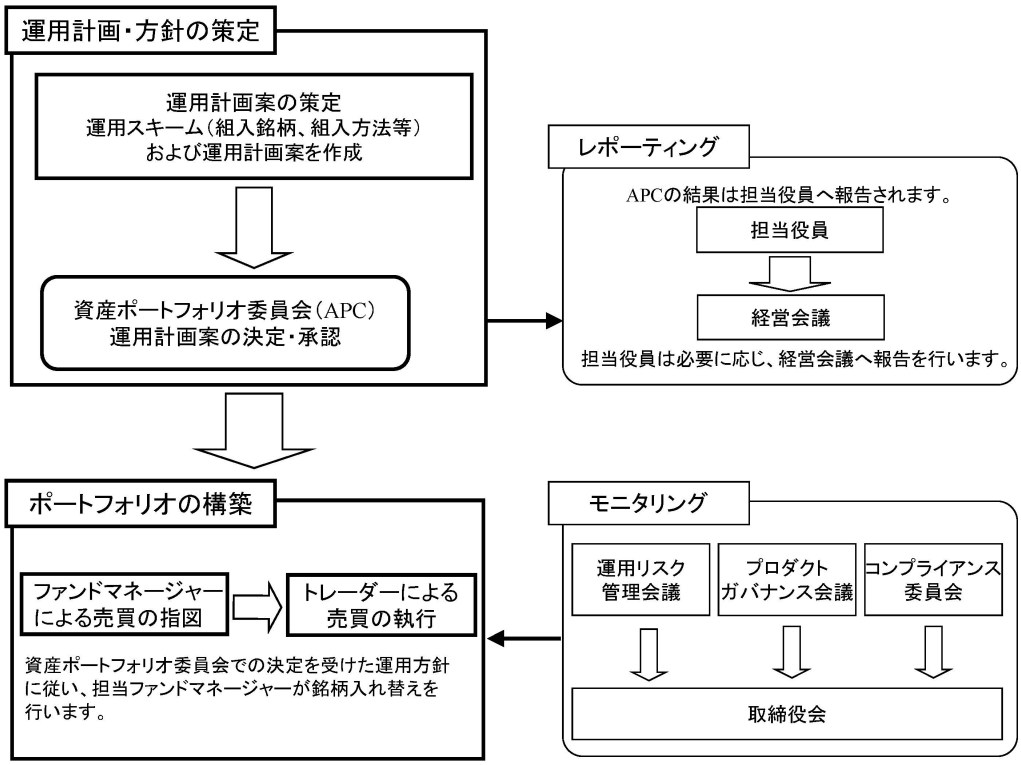

＜資産ポートフォリオ委員会（ＡＰＣ）＞

原則月１回以上開催し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

２．ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	100名程度 （うち　投資判断に携わる者 85名程度）
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度
プロダクトガバナンス部 運用リスク管理グループ	５名程度

３．ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

※　運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

ａ．収益分配方針（約款第20条）

①　毎計算期末（原則として２月、８月の各15日。）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

②　売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

③　収益の分配にあてなかった利益については、約款第19条の規定に基づいて運用を行います。

ｂ．収益の分配（約款第35条）

①　投資信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、約款第33条各号の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から

繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を投資信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

② 毎計算期末に投資信託財産から生じた次の１．に掲げる利益の合計額は、次の２．に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

１．有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、交換（解約）差益金

２．有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、交換（解約）差損金

（５）【投資制限】

ａ．株式への投資制限（約款第19条）

株式への投資割合には、制限を設けません。

ｂ．投資する株式等の範囲（約款第22条）

① 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式等については、この限りではありません。

② 第１項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

ｃ．外貨建資産への投資制限（約款第19条）

外貨建資産への投資は、行いません。

ｄ．先物取引等の運用指図（約款第19条、約款第23条）

運用の基本方針に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

なお、委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

ｅ．デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第19条）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ｆ．株式の貸付けの指図および範囲（約款第24条）

① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付けることの指図をすることができるものとします。

② 上記①に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ｇ．株式売却等の指図（約款第27条）

委託者は、投資信託財産に属する株式の売却等の指図ができます。

ｈ．再投資の指図（約款第28条）

委託者は、前条（上記ｇ．）の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

ｉ．信用リスク集中回避のための投資制限（約款第19条）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ｊ．**デリバティブ取引に係る制限**（金融商品取引法第42条の２第７号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとなっております。

ｋ．**同一の法人の発行する株式**（投資信託及び投資法人に関する法律第９条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

３【投資リスク】

（１）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

①　株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

②　乖離リスク

当ファンドは、対象株価指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象株価指数の動きと乖離が生じます。

イ．対象株価指数の構成銘柄異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること

ロ．追加設定の一部が金銭にて行われた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

ハ．対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること

ニ．個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと

ホ．先物取引を利用した場合、先物価格と対象株価指数との間に価格差があること

ヘ．信託報酬等のコスト負担があること

※　対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

③　流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売買する際に市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。

④　有価証券の貸し付けにおけるリスク

有価証券の貸付等において、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。この場合、貸し付けた有価証券が返還されず、不測の損失を被る可能性があります。

（２）その他の留意事項

○　当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○　資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

○　ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

○　ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

（３）投資リスクに対する管理体制

①　フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

②　ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

［運用リスク管理会議］

原則として月１回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

［コンプライアンス委員会］

原則として年４回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

※　投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

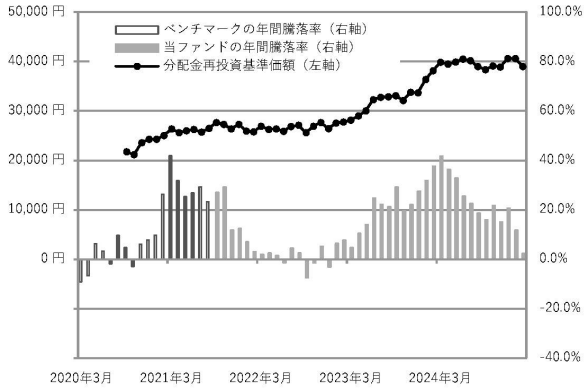

* 2020年３月～ 2025年２月の５年間の各月末における直近１年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。

なお、2021年８月までは、ベンチマークの騰落率を表示しております。

* 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

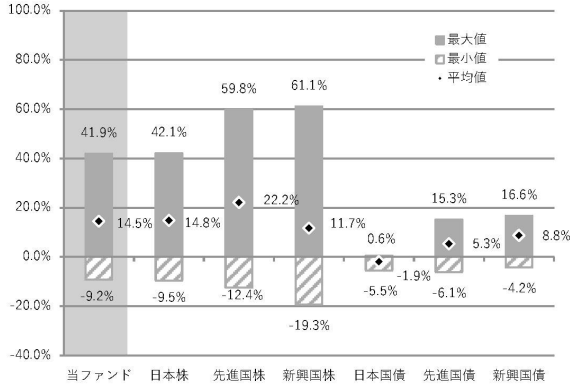

* 2020年３月～ 2025年２月の５年間の各月末における直近１年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

なお、2021年８月までの年間騰落率については、当ファンドのベンチマークを用いて算出しております。

* すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* 各資産クラスの指数

日 本 株：配当込みTOPIX
先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（税引前配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
日本国債：NOMURA-BPI 国債
先進国債：FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債：FTSE 新興国市場国債インデックス(円ベース)

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■ 配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。

■ 「NOMURA-BPI 国債」は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

■ 「MSCI コクサイ・インデックス」、「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべて MSCI Inc. に帰属します。

■ 「FTSE 世界国債インデックス（除く日本）」、「FTSE 新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が個別に定める申込手数料ならびに当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

（２）【換金（解約）手数料】

① 交換手数料

販売会社は、受益権の交換または買取りに際して、当該販売会社が個別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

交換手数料は、ファンドの交換等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

② 信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

① 委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の１．の額に２．の額を加算して得た額とします。

１．投資信託財産の純資産総額に年率0.132％（税抜0.12％）以内の率を乗じて得た額とします。

なお、委託者と受託者の配分については下記のとおり（税抜）とします。

（年率）

委託者	受託者	合計
0.092％	0.028％	0.12％

２．投資信託財産に属する株式の貸付に係る品貸料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に55％（税抜50％）以内の率を乗じて得た額。

ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に55％（税抜50％）以内の率を乗じて得た額とします。

なお、委託者と受託者の配分は４：１とします。

※ 信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等への対価です。

※ 信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

（４）【その他の手数料等】

① 投資信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用は、投資信託財産中から支弁します。

② 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立て替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。監査費用は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用※１および対象株価指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料※２ならびにこれらに係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

※１ 本書提出日現在、受益権の上場に係る費用は以下のとおりです。

・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。

・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)。

・上記のほか、新規上場に際して、上場審査料がかかります。

※２ 本書提出日現在、商標使用料は投資信託財産の純資産総額に、年0.015%以内の率を乗じて得た額。（ただし年間最低額は150万円）

③ その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

○受益権の売却時

売却時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により税率20.315％（所得税15.315%※、地方税５％）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

○収益分配金の受取時

収益分配金については、税率20.315%（所得税15.315%※、地方税５％）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。

○受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

※ 2013年１月１日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

○損益通算について

売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公

社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。

ＮＩＳＡをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税

○受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

○収益分配金の受取時

収益分配金については、税率15.315％（所得税15.315％※、地方税の源泉徴収はありません。）が適用されます。益金不算入制度の適用があります。なお、税額控除が適用されます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

※ 2013年１月１日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315％）が含まれます。

（注意）

○ 税制が改正された場合等には、上記の内容（2025年２月28日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。

○ 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■参考情報：ファンドの総経費率

直近の財務諸表作成の対象期間（2024年８月16日～2025年２月15日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

総経費率（①＋②）		
	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.16%	0.13%	0.03%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（１口当たり）を乗じた額で除した総経費率（年率）です。

５【運用状況】

2025年 2月28日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	34,941,628,130	95.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	1,458,522,975	4.01
合計(純資産総額)		36,400,151,105	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	1,418,280,000	3.90

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	728,900	2,804.50	2,044,200,050	2,689.00	1,960,012,100	5.38
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	351,000	3,705.00	1,300,455,000	3,739.00	1,312,389,000	3.61
3	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	567,400	1,943.50	1,102,741,900	1,903.00	1,079,762,200	2.97
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	222,000	4,312.00	957,264,000	3,750.00	832,500,000	2.29
5	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	83,800	10,030.00	840,514,000	8,800.00	737,440,000	2.03
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	182,100	3,803.00	692,526,300	3,792.00	690,523,200	1.90
7	日本	株式	キーエンス	電気機器	9,300	63,520.00	590,736,000	59,410.00	552,513,000	1.52
8	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	23,600	24,825.00	585,870,000	22,125.00	522,150,000	1.43
9	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	92,800	5,047.00	468,361,600	5,297.00	491,561,600	1.35
10	日本	株式	任天堂	その他製品	43,600	11,245.00	490,282,000	11,160.00	486,576,000	1.34
11	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	2,942,300	146.90	432,223,870	145.40	427,810,420	1.18
12	日本	株式	信越化学工業	化学	81,100	4,741.00	384,495,100	4,492.00	364,301,200	1.00
13	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	82,000	4,151.00	340,382,000	4,334.00	355,388,000	0.98
14	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	255,100	1,469.50	374,869,450	1,393.00	355,354,300	0.98
15	日本	株式	三菱商事	卸売業	141,800	2,462.00	349,111,600	2,496.50	354,003,700	0.97
16	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	52,600	6,501.00	341,952,600	6,669.00	350,789,400	0.96
17	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	69,500	5,000.00	347,500,000	4,894.00	340,133,000	0.93
18	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	81,300	4,324.00	351,541,200	4,177.00	339,590,100	0.93
19	日本	株式	三井物産	卸売業	121,200	2,794.00	338,632,800	2,795.00	338,754,000	0.93
20	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	39,700	9,637.00	382,588,900	8,273.00	328,438,100	0.90
21	日本	株式	三菱重工業	機械	164,100	2,114.50	346,989,450	1,987.00	326,066,700	0.90
22	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	1,522,000	208.50	317,337,000	213.70	325,251,400	0.89
23	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	86,200	3,833.00	330,404,600	3,750.00	323,250,000	0.89
24	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	15,900	19,265.00	306,313,500	17,495.00	278,170,500	0.76
25	日本	株式	三菱電機	電気機器	120,000	2,385.50	286,260,000	2,307.00	276,840,000	0.76
26	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	5,900	49,620.00	292,758,000	45,470.00	268,273,000	0.74
27	日本	株式	住友商事	卸売業	75,000	3,335.00	250,125,000	3,354.00	251,550,000	0.69
28	日本	株式	キヤノン	電気機器	49,500	5,184.00	256,608,000	5,063.00	250,618,500	0.69
29	日本	株式	丸紅	卸売業	106,700	2,315.00	247,010,500	2,347.50	250,478,250	0.69
30	日本	株式	中外製薬	医薬品	33,300	7,251.00	241,458,300	7,487.00	249,317,100	0.68

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	水産・農林業	0.06
		鉱業	0.28
		建設業	2.63
		食料品	2.87
		繊維製品	0.35
		パルプ・紙	0.13
		化学	5.16
		医薬品	3.95
		石油・石炭製品	0.47
		ゴム製品	0.16
		ガラス・土石製品	0.37
		鉄鋼	0.33
		非鉄金属	0.65
		金属製品	0.33
		機械	5.37
		電気機器	17.61
		輸送用機器	8.26
		精密機器	1.93
		その他製品	2.40
		電気・ガス業	1.18
		陸運業	3.38
		海運業	0.01
		空運業	0.00
		倉庫・運輸関連業	0.21
		情報・通信業	7.60
		卸売業	6.02
		小売業	4.20
		銀行業	8.49
		証券、商品先物取引業	0.91
		保険業	3.04
		その他金融業	1.03
		不動産業	1.82
		サービス業	4.79
合計			95.99

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	53	日本円	1,459,355,000	1,418,280,000	3.90

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）		東京証券取引所取引価格（円）
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1計算期間末　（2021年 2月15日）	28,829,624,444	29,051,153,644	260.28	262.28	253
第2計算期間末　（2021年 8月15日）	28,740,588,478	29,028,576,438	259.47	262.07	262
第3計算期間末　（2022年 2月15日）	28,204,869,340	28,470,704,380	254.64	257.04	249.9
第4計算期間末　（2022年 8月15日）	31,660,935,623	32,045,038,983	263.77	266.97	248.5
第5計算期間末　（2023年 2月15日）	31,633,955,060	31,982,048,730	263.55	266.45	248.7
第6計算期間末　（2023年 8月15日）	33,776,315,496	34,176,762,388	303.65	307.25	303.5
第7計算期間末　（2024年 2月15日）	35,205,318,958	35,553,271,585	344.01	347.41	342
第8計算期間末　（2024年 8月15日）	35,170,255,553	35,559,143,783	343.66	347.46	332.1
第9計算期間末　（2025年 2月15日）	37,420,221,023	37,798,875,352	365.65	369.35	364
2024年 2月末日	36,341,602,807	—	355.11	—	352.7
3月末日	37,963,687,937	—	370.96	—	368
4月末日	37,633,473,705	—	367.73	—	362.5
5月末日	38,008,360,401	—	371.40	—	366.1
6月末日	38,564,029,389	—	376.83	—	375.8
7月末日	38,254,691,953	—	373.80	—	358.9
8月末日	36,729,845,062	—	358.90	—	357.2
9月末日	36,137,440,201	—	353.12	—	356.2
10月末日	36,843,042,535	—	360.01	—	357.9
11月末日	36,645,763,511	—	358.08	—	349.2
12月末日	38,254,144,743	—	373.80	—	366.5
2025年 1月末日	38,256,450,566	—	373.82	—	371.3
2月末日	36,400,151,105	—	355.68	—	354

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。終値がない場合には、その直近値を表示しています。

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2020年 9月10日～2021年 2月15日	2.00
第2計算期間末	2021年 2月16日～2021年 8月15日	2.60
第3計算期間末	2021年 8月16日～2022年 2月15日	2.40
第4計算期間末	2022年 2月16日～2022年 8月15日	3.20
第5計算期間末	2022年 8月16日～2023年 2月15日	2.90
第6計算期間末	2023年 2月16日～2023年 8月15日	3.60
第7計算期間末	2023年 8月16日～2024年 2月15日	3.40
第8計算期間末	2024年 2月16日～2024年 8月15日	3.80
第9計算期間末	2024年 8月16日～2025年 2月15日	3.70

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間末	2020年 9月10日～2021年 2月15日	23.1
第2計算期間末	2021年 2月16日～2021年 8月15日	0.7
第3計算期間末	2021年 8月16日～2022年 2月15日	△0.9
第4計算期間末	2022年 2月16日～2022年 8月15日	4.8
第5計算期間末	2022年 8月16日～2023年 2月15日	1.0
第6計算期間末	2023年 2月16日～2023年 8月15日	16.6
第7計算期間末	2023年 8月16日～2024年 2月15日	14.4
第8計算期間末	2024年 2月16日～2024年 8月15日	1.0
第9計算期間末	2024年 8月16日～2025年 2月15日	7.5

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2020年 9月10日～2021年 2月15日	110,764,600	—	110,764,600
第2計算期間末	2021年 2月16日～2021年 8月15日	—	—	110,764,600
第3計算期間末	2021年 8月16日～2022年 2月15日	—	—	110,764,600
第4計算期間末	2022年 2月16日～2022年 8月15日	9,267,700	—	120,032,300
第5計算期間末	2022年 8月16日～2023年 2月15日	—	—	120,032,300
第6計算期間末	2023年 2月16日～2023年 8月15日	—	8,797,052	111,235,248
第7計算期間末	2023年 8月16日～2024年 2月15日	—	8,896,240	102,339,008
第8計算期間末	2024年 2月16日～2024年 8月15日	—	—	102,339,008
第9計算期間末	2024年 8月16日～2025年 2月15日	—	—	102,339,008

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注)解約口数は交換口数を表示しております。

＜参考情報＞

交付目論見書の運用実績（2025年２月末現在）

2025年２月末現在

基準価額・純資産の推移

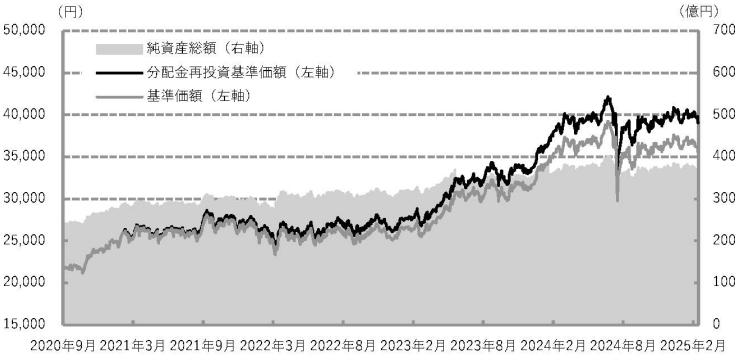

＊分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日		分配金
5期	2023年2月15日	290円
6期	2023年8月15日	360円
7期	2024年2月15日	340円
8期	2024年8月15日	380円
9期	2025年2月15日	370円
設定来累計		2,760円

＊分配金のデータは、100口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

	銘柄名	業種	組入比率（%）
1	トヨタ自動車	輸送用機器	5.4
2	ソニーグループ	電気機器	3.6
3	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	3.0
4	日立製作所	電気機器	2.3
5	リクルートホールディングス	サービス業	2.0
6	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.9
7	キーエンス	電気機器	1.5
8	東京エレクトロン	電気機器	1.4
9	東京海上ホールディングス	保険業	1.4
10	任天堂	その他製品	1.3

＊組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位業種

	業種	組入比率（%）
1	電気機器	17.6
2	銀行業	8.5
3	輸送用機器	8.3
4	情報・通信業	7.6
5	卸売業	6.0
6	機械	5.4
7	化学	5.2
8	サービス業	4.8
9	小売業	4.2
10	医薬品	4.0

年間収益率の推移

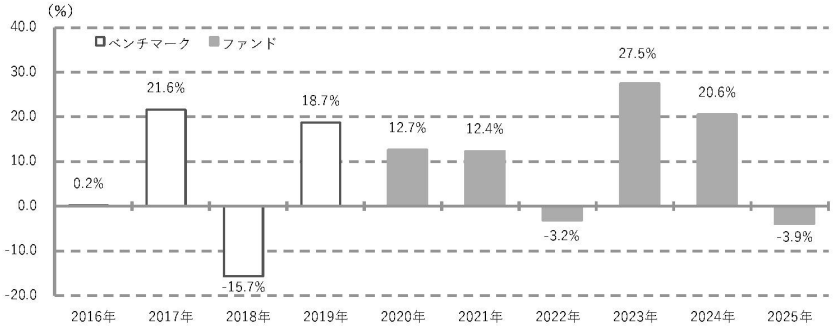

・ベンチマークは、「Ｓ＆Ｐ／ＪＰＸカーボン・エフィシェント指数（トータル・リターン）」です。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・2019年以前は、ベンチマークの収益率を表示。

・2020年は設定日（９月10日）から年末までの騰落率、2025年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

＊ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

＊ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

＊最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。

※　継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

原則として、次に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受付けを行うことができます。

１．対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して２営業日以内

２．対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前々営業日から起算して３営業日以内

３．対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日

４．計算期間終了日の３営業日前から起算して４営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の４営業日前から起算して４営業日以内）

５．この信託が終了となる場合において、償還日の直前５営業日間

６．上記１．から上記５．のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合

（２）取得申込

①　販売会社は、その取得申込者に対し、約款第７条第１項の規定により分割される受益権の取得の申込に応じることができるものとします。

②　受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式をもって行うものとします。ただし、当該株式の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象株価指数に連動すると想定する１単位のポートフォリオに相当する口数とします。

③　販売会社は受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日（午後３時30分を過ぎて申込みを受領した場合は翌営業日。ただし、取得の申込者が、対象株価指数の構成指数である株式の発行会社等である場合は午後２時30分までとします。）（約款第３条第１項の規定に係る取得については信託契約締結日とします。）を取得申込受付日として当該取得申込を受け付けます。

④　取得申込者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、上記②の規定にかかわらず、原則として取得申込みに係る当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額を当該株式に代えて金銭をもって取得することができるものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、上記③の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第１項の取得申込に係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とします。なお、委託者は、当該発行会社の株式を投資信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額を徴することができるものとします。

⑤　上記④に該当する場合には、受益権の取得申込者は、販売会社を通じてその旨を委託者に通知するものとします。この通知が取得申込の際に行われなかった場合において、そのことによって投資信託財産その他に損害が生じた場合には、販売会社がすべての責を負うものとします。

⑥　上記①の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該

取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込に係る有価証券ならびに上記②ただし書きおよび上記④に規定する金銭の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、約款第６条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第２条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。

⑦　上記①から上記⑥の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。

（３）申込単位

１ユニット以上１ユニット単位

委託者は、取得申込受付日の３営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ（「ユニット」といいます。）の詳細（銘柄および数量）を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。

１ユニットの受益権の口数は、１口の整数倍とし、取得申込受付日に委託者が定めます。

（４）申込手数料

販売会社は、当該販売会社が個別に定める申込手数料ならびに当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

（５）申込価額

100口当たり取得申込受付日の基準価額※とします。

原則として、取得申込みが午後３時30分までに行われたものを当該取得申込受付日の受付分とします。ただし、取得の申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合は午後２時30分までとします。

※　基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

２【換金（解約）手続等】

（１）一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権（約款第52条の規定に基づき、受託者が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）につき、信託期間中において、当ファンドの一部解約の実行を請求することはできません。

（２）交換申込

① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、当該受益権と当該受益権の投資信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

② 受益者が交換請求をするときは、販売会社に対し、委託者が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって行うものとします。

③ 受益者は、2020年10月12日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日（午後３時30分を過ぎて請求を受領した場合は翌営業日。ただし、交換の請求者が、対象株価指数の構成指数である株式の発行会社等である場合は午後２時30分までとします。）を交換請求受付日として、交換を請求することができます。

④ 委託者は、交換に際し、投資信託財産に属する有価証券の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券は、交換請求受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位（金融商品取引所が定める１売買単位をいいます。）の整数倍とします。

⑤ 上記①にかかわらず、委託者は、原則として、次に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受付けを行うことがあります。

１．対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日

２．対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前々営業日から起算して３営業日以内

３．対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日

４．計算期間終了日の３営業日前から起算して４営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の４営業日前から起算して４営業日以内）

５．この信託が終了となる場合において、償還日の直前５営業日間

６．上記１．から上記５．のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合

⑥ 上記②の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。なお、約款第６条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。当該抹消に係る手続および約款第39条第４項に掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、約款第39条第１項または第２項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第１項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑦ 受託者は、約款第39条第１項または第２項の委託者の交換の指図に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および約款第39条第５項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ、抹消したものとして取り扱います。

⑧ 販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。

⑨ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときおよび委託者が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消しまたはその両方を行うことができます。

⑩　上記⑨により交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして計算されるものとします。

⑪　委託者は、上記①の請求を受け付けた場合には、当該請求に係る受益権と、当該受益権の投資信託財産に対する持分に相当する有価証券として委託者が指定するものとの交換を行うよう受託者に指図します。

⑫　上記⑪の規定にかかわらず、交換の請求を行った受益者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、上記⑪の請求に係る受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう受託者に指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、上記③の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に上記①の交換請求に係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とします。なお、委託者は、当該発行会社の株式を投資信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額を徴することができるものとします。

⑬　上記⑫に該当する場合には、交換請求を行う受益者は、販売会社を通じてその旨を委託者に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行われなかった場合において、そのことによって投資信託財産その他に損害が生じた場合には、販売会社がすべての責を負うものとします。

⑭　受託者は、上記⑥に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。ただし、約款第６条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、上記⑥に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、上記⑥に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して３営業日目から振替機関等の口座に上記①の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。

⑮　委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

（３）受益権の買取り

①　販売会社は、次に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、次の２.の場合の請求は、信託終了日の２営業日前までとします。

１．交換により取引所売買単位未満の振替受益権が生じた場合

２．受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

②　上記①の買取価額は、買取請求受付日の基準価額から、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。

③　販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第１項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

④　上記③の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、上記②の規定に準じて計算されたものとします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

ａ．**基準価額の計算方法**（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第８条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

ｂ．**主要な投資対象資産の評価方法**

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
国内上場株式	原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価しております。

ｃ．**基準価額の算出頻度等**

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「農中カーボン」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）

＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

ｄ．**追加信託金および受益権と有価証券の交換の計理処理**（約款第37条）

① 追加信託に相当する金額（追加信託に係る有価証券の評価額を含みます。）は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託差金として処理します。

② 受益権と有価証券との交換にあたっては、交換に係る受益権口数に交換請求の受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、交換（解約）差金として処理します。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間（約款第４条）

この信託は、期間の定めを設けません。ただし、約款第46条第１項、同条第２項、第47条第１項、第48条第１項および第50条第２項の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

信託の計算期間（約款第31条）

この信託の計算期間は、毎年２月16日から８月15日まで、８月16日から翌年２月15日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から2021年２月15日までとし、最終計算期間の終了日は約款第４条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ａ．**信託期間の終了**

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の解約（約款第46条）

① 委託者は、信託期間中において、投資信託財産の一部を受益権と交換することにより、2023年２月15日以降の受益権の口数が500万口を下ることとなった場合もしくは、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託期間中において次に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

１．受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

２．対象株価指数が廃止された場合

３．対象株価指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が約款第51条第２項に規定する書面決議により否決された場合

なお、上記１．に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。

③ 委託者は、上記①の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとする場合、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 上記③の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 上記③の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 上記③から上記⑤までの規定は、上記②の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③から上記⑤までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第47条第１項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

（ハ）委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い（約款第48条）

① 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 上記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第51条第２項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（ニ）受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第50条）

① 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｂ．約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

（イ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第47条第２項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第51条の規定に従います。

（ロ）信託約款の変更等（約款第51条）

① 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、上記①の変更または併合（上記①の変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 上記②の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 上記②から上記⑤までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 上記①から上記⑥までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

ｃ．金融商品取引所への上場（約款第13条）

① 委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記①の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

ｄ．その他の契約の変更

＜募集等に関する契約＞

委託者と販売会社との間の上場投資信託の募集等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、１年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

ｅ．運用報告書等

＜運用報告書＞

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく運用報告書の作成・交付は行いません。

＜有価証券報告書＞

委託者は、金融商品取引法第24条第１項の規定に基づき有価証券報告書を作成し、関東財務局に提出します。

＜臨時報告書＞

委託者は、金融商品取引法第24条の５第４項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

ｆ．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第49条）

① 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

ｇ．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限（約款第53条）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

ｈ．公告（約款第54条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ｉ．信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第55条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

ｊ．信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

４【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権および名義登録

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

① 受託者は、計算期間終了日現在において、約款第16条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

② 受託者は収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成した者にこれを委託することができます。

③ 上記①に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が約款第16条第３項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

④ 受益者が、収益分配金について上記③に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

※（受益者名簿の作成と名義登録（約款第16条））

１．受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあっては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

２．受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

３．受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して上記１．の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

４．上記３．に規定する名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前５営業日間において名義登録を停止するものとします。

（ロ）信託終了時の交換等

①　委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、投資信託財産に対する持分に相当する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

②　上記①の交換は、販売会社の営業所において行うものとします。

③　上記①の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の５営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券は、信託終了日の５営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④　対象株価指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、上記③の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、信託終了日の４営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。

⑤　上記④の規定により投資信託財産が買取った受益権については、上記④の個別銘柄時価総額が確定した日から４営業日目に金銭の交付を行います。

⑥　販売会社は、上記①による交換を行うときは、当該受益者から販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

⑦　上記①の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して３営業日目から行います。

⑧　委託者は、信託終了日の４営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（約款第40条の規定により買取りの対象となった受益権を含みます。）を失効したものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑨　上記①および上記③の規定にかかわらず、次の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに販売会社が買取りを行うことを原則とします。

１．上記①において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権

２．上記①における一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）

⑩　販売会社は、上記⑨の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

⑪　信託終了に係る金銭は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者である販売会社に支払います。なお、販売会社は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託を終了するのと引換えに、信託終了に係る金銭に相当する受益権の口数と同口数の抹消の

申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑫　受益者が、信託終了時の交換について、信託終了日から10年間その交換請求をしないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（ハ）反対者の買取請求権（約款第52条）

約款第46条に規定する信託契約の解約または約款第51条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（ニ）投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第２項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（2024年 8月16日から2025年 2月15日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025年5月9日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　保　　直　毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNZAM 上場投信 S&P／JPXカーボン・エフィシェント指数の2024年8月16日から2025年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NZAM 上場投信 S&P／JPXカーボン・エフィシェント指数の2025年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

１【財務諸表】

NZAM 上場投信 S&P／JPXカーボン・エフィシェント指数

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 2024年 8月15日現在	第9期 2025年 2月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,443,261,779	1,740,485,062
株式	33,902,881,780	35,945,525,830
派生商品評価勘定	－	6,989,000
未収入金	－	8,153,438
未収配当金	44,571,326	52,625,947
未収利息	9,057	45,542
前払金	122,295,000	－
差入委託証拠金	186,623,962	93,702,077
流動資産合計	35,699,642,904	37,847,526,896
資産合計	35,699,642,904	37,847,526,896
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	85,605,560	1,590,660
前受金	－	17,460,000
未払金	25,361,160	－
未払収益分配金	388,888,230	378,654,329
未払受託者報酬	5,713,553	5,727,096
未払委託者報酬	18,773,039	18,817,542
その他未払費用	5,045,809	5,056,246
流動負債合計	529,387,351	427,305,873
負債合計	529,387,351	427,305,873
純資産の部		
元本等		
元本	21,798,208,704	21,798,208,704
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	13,372,046,849	15,622,012,319
（分配準備積立金）	10,201,831	7,007,862
元本等合計	35,170,255,553	37,420,221,023
純資産合計	35,170,255,553	37,420,221,023
負債純資産合計	35,699,642,904	37,847,526,896

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期 自　2024年 2月16日 至　2024年 8月15日	第9期 自　2024年 8月16日 至　2025年 2月15日
営業収益		
受取配当金	423,769,185	403,100,826
受取利息	527,421	1,958,063
有価証券売買等損益	△30,773,928	2,165,861,099
派生商品取引等損益	△10,199,460	87,298,340
その他収益	40,901	2,381
営業収益合計	383,364,119	2,658,220,709
営業費用		
支払利息	6,853	－
受託者報酬	5,713,553	5,727,096
委託者報酬	18,773,039	18,817,542
その他費用	5,045,849	5,056,272
営業費用合計	29,539,294	29,600,910
営業利益又は営業損失（△）	353,824,825	2,628,619,799
経常利益又は経常損失（△）	353,824,825	2,628,619,799
当期純利益又は当期純損失（△）	353,824,825	2,628,619,799
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	13,407,110,254	13,372,046,849
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	388,888,230	378,654,329
期末剰余金又は期末欠損金（△）	13,372,046,849	15,622,012,319

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
３．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第8期 （2024年 8月15日現在）	第9期 （2025年 2月15日現在）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目		第8期 2024年 8月15日現在	第9期 2025年 2月15日現在
1．	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	21,798,208,704円	21,798,208,704円
	期中追加設定元本額	－円	－円
	期中一部交換元本額	－円	－円
2．	計算期間の末日における受益権の総数	102,339,008口	102,339,008口
3．	1口当たり純資産額 (100口当たり純資産額)	343.66円 (34,366円)	365.65円 (36,565円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第8期 自 2024年 2月16日 至 2024年 8月15日		第9期 自 2024年 8月16日 至 2025年 2月15日	
分配金の計算過程	A.配当等収益額	424,330,654円	A.配当等収益額	405,061,270円
	B.分配準備積立金額	4,291,848円	B.分配準備積立金額	10,201,831円
	C.配当等収益合計額（A+B）	428,622,502円	C.配当等収益合計額（A+B）	415,263,101円
	D.経費	29,532,441円	D.経費	29,600,910円
	E.収益分配可能額（C−D）	399,090,061円	E.収益分配可能額（C−D）	385,662,191円
	F.収益分配金	388,888,230円	F.収益分配金	378,654,329円
	G.次期繰越金(分配準備積立金)（E−F）	10,201,831円	G.次期繰越金(分配準備積立金)（E−F）	7,007,862円
	H.口数	102,339,008口	H.口数	102,339,008口
	I.100口当たり分配金（F/H×100）	380円	I.100口当たり分配金（F/H×100）	370円

（金融商品に関する注記）
Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第8期 自 2024年 2月16日 至 2024年 8月15日	第9期 自 2024年 8月16日 至 2025年 2月15日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
３．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期 2024年 8月15日現在	第9期 2025年 2月15日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第8期(自 2024年 2月16日 至 2024年 8月15日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△331,137,923
合計	△331,137,923

第9期(自 2024年 8月16日 至 2025年 2月15日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,157,652,008
合計	2,157,652,008

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
（株式関連）

第8期（2024年 8月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,333,355,000	－	1,247,760,000	△85,595,000
合計		1,333,355,000	－	1,247,760,000	△85,595,000

第9期（2025年 2月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,453,945,000	－	1,459,355,000	5,410,000
合計		1,453,945,000	－	1,459,355,000	5,410,000

（注）時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
①株式

（単位：円）

銘　柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	400	4,210.00	1,684,000	
ニッスイ	18,700	856.70	16,020,290	
マルハニチロ	400	3,197.00	1,278,800	
雪国まいたけ	800	1,224.00	979,200	
サカタのタネ	100	3,540.00	354,000	
ホクト	100	1,849.00	184,900	
住石ホールディングス	2,000	788.00	1,576,000	
日鉄鉱業	500	5,440.00	2,720,000	
ＩＮＰＥＸ	44,000	1,897.50	83,490,000	
石油資源開発	9,500	1,131.00	10,744,500	
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	800	3,130.00	2,504,000	
ショーボンドホールディングス	2,200	5,000.00	11,000,000	
ミライト・ワン	4,800	2,328.00	11,174,400	
タマホーム	900	3,360.00	3,024,000	
第一カッター興業	400	1,460.00	584,000	
安藤・間	9,500	1,301.00	12,359,500	
東急建設	5,200	800.00	4,160,000	
コムシスホールディングス	6,000	3,286.00	19,716,000	
ビーアールホールディングス	1,800	343.00	617,400	
高松コンストラクショングループ	900	2,765.00	2,488,500	
東建コーポレーション	300	12,760.00	3,828,000	
ヤマウラ	800	1,284.00	1,027,200	
オリエンタル白石	5,400	394.00	2,127,600	
大成建設	9,700	6,640.00	64,408,000	
大林組	41,600	2,055.00	85,488,000	
清水建設	40,800	1,452.50	59,262,000	
長谷工コーポレーション	9,400	2,000.00	18,800,000	
鹿島建設	25,400	3,006.00	76,352,400	
不動テトラ	800	2,204.00	1,763,200	
鉄建建設	800	2,635.00	2,108,000	
西松建設	2,200	5,000.00	11,000,000	
三井住友建設	8,000	433.00	3,464,000	
大豊建設	400	3,545.00	1,418,000	

奥村組	1,700	4,390.00	7,463,000	
東鉄工業	1,400	3,200.00	4,480,000	
淺沼組	3,000	682.00	2,046,000	
戸田建設	15,900	951.20	15,124,080	
熊谷組	2,100	4,065.00	8,536,500	
矢作建設工業	1,600	1,497.00	2,395,200	
ピーエス・コンストラクション	1,100	1,443.00	1,587,300	
日本ハウスホールディングス	2,100	323.00	678,300	
新日本建設	1,200	1,528.00	1,833,600	
東亜道路工業	2,000	1,511.00	3,022,000	
日本道路	1,400	1,925.00	2,695,000	
東亜建設工業	2,800	1,400.00	3,920,000	
日本国土開発	3,300	500.00	1,650,000	
若築建設	300	3,685.00	1,105,500	
東洋建設	3,200	1,346.00	4,307,200	
五洋建設	13,900	676.80	9,407,520	
世紀東急工業	1,600	1,575.00	2,520,000	
福田組	300	5,290.00	1,587,000	
住友林業	600	4,919.00	2,951,400	
大和ハウス工業	36,800	5,037.00	185,361,600	
ライト工業	2,700	2,657.00	7,173,900	
積水ハウス	34,400	3,457.00	118,920,800	
日特建設	900	1,062.00	955,800	
ユアテック	1,900	1,708.00	3,245,200	
日本リーテック	700	1,489.00	1,042,300	
四電工	1,800	1,385.00	2,493,000	
中電工	1,800	3,315.00	5,967,000	
関電工	8,300	2,678.00	22,227,400	
きんでん	6,700	3,249.00	21,768,300	
東京エネシス	1,100	1,119.00	1,230,900	
トーエネック	2,000	1,033.00	2,066,000	
住友電設	1,300	4,855.00	6,311,500	
日本電設工業	1,700	2,119.00	3,602,300	
エクシオグループ	13,600	1,777.50	24,174,000	
新日本空調	1,200	1,689.00	2,026,800	
九電工	2,400	4,710.00	11,304,000	
三機工業	2,700	3,280.00	8,856,000	
日揮ホールディングス	11,100	1,159.50	12,870,450	

中外炉工業	300	3,495.00	1,048,500	
太平電業	600	4,980.00	2,988,000	
高砂熱学工業	2,300	5,406.00	12,433,800	
朝日工業社	1,100	2,024.00	2,226,400	
明星工業	2,100	1,307.00	2,744,700	
大氣社	1,600	4,910.00	7,856,000	
ダイダン	2,200	3,795.00	8,349,000	
日比谷総合設備	1,000	3,455.00	3,455,000	
飛島ホールディングス	1,000	1,726.00	1,726,000	
フィル・カンパニー	200	768.00	153,600	
テスホールディングス	1,700	303.00	515,100	
インフロニア・ホールディングス	11,000	1,151.50	12,666,500	
東洋エンジニアリング	1,100	698.00	767,800	
レイズネクスト	1,800	1,549.00	2,788,200	
ニップン	100	2,121.00	212,100	
日清製粉グループ本社	1,900	1,712.50	3,253,750	
昭和産業	100	2,817.00	281,700	
中部飼料	200	1,267.00	253,400	
フィード・ワン	100	772.00	77,200	
ＤＭ三井製糖ホールディングス	200	3,445.00	689,000	
ウェルネオシュガー	200	2,321.00	464,200	
森永製菓	5,200	2,580.50	13,418,600	
江崎グリコ	500	4,523.00	2,261,500	
井村屋グループ	200	2,450.00	490,000	
不二家	600	2,290.00	1,374,000	
山崎製パン	9,200	2,681.50	24,669,800	
亀田製菓	900	4,010.00	3,609,000	
寿スピリッツ	7,900	2,481.00	19,599,900	
カルビー	1,100	2,838.50	3,122,350	
森永乳業	200	2,944.50	588,900	
六甲バター	700	1,154.00	807,800	
ヤクルト本社	1,900	2,775.00	5,272,500	
明治ホールディングス	2,200	2,939.50	6,466,900	
雪印メグミルク	100	2,542.00	254,200	
プリマハム	100	2,164.00	216,400	
日本ハム	600	4,495.00	2,697,000	
丸大食品	100	1,680.00	168,000	
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	100	2,379.00	237,900	

柿安本店	100	2,820.00	282,000	
伊藤ハム米久ホールディングス	100	3,775.00	377,500	
サッポロホールディングス	4,800	7,117.00	34,161,600	
アサヒグループホールディングス	96,900	1,697.50	164,487,750	
キリンホールディングス	62,400	1,941.00	121,118,400	
シマダヤ	200	1,490.00	298,000	
宝ホールディングス	9,900	1,283.50	12,706,650	
オエノンホールディングス	2,800	411.00	1,150,800	
コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールディングス	14,600	2,332.00	34,047,200	
ライフドリンク　カンパニー	800	1,909.00	1,527,200	
サントリー食品インターナショナル	11,300	4,537.00	51,268,100	
ダイドーグループホールディングス	200	3,005.00	601,000	
伊藤園	400	3,357.00	1,342,800	
キーコーヒー	100	2,050.00	205,000	
日清オイリオグループ	300	4,860.00	1,458,000	
不二製油グループ本社	400	2,679.00	1,071,600	
Ｊ－オイルミルズ	400	2,036.00	814,400	
キッコーマン	39,500	1,465.50	57,887,250	
味の素	5,600	6,225.00	34,860,000	
キユーピー	1,300	2,886.50	3,752,450	
ハウス食品グループ本社	3,400	2,798.00	9,513,200	
カゴメ	1,100	2,883.50	3,171,850	
アリアケジャパン	900	6,160.00	5,544,000	
ニチレイ	1,100	3,442.00	3,786,200	
東洋水産	1,000	8,521.00	8,521,000	
イートアンドホールディングス	200	2,117.00	423,400	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	600	1,017.00	610,200	
日清食品ホールディングス	12,800	3,011.00	38,540,800	
フジッコ	700	1,655.00	1,158,500	
ロック・フィールド	300	1,600.00	480,000	
日本たばこ産業	86,200	3,833.00	330,404,600	
ケンコーマヨネーズ	700	1,846.00	1,292,200	
わらべや日洋ホールディングス	500	2,121.00	1,060,500	
なとり	200	2,185.00	437,000	
ファーマフーズ	1,300	951.00	1,236,300	
ユーグレナ	4,400	431.00	1,896,400	
紀文食品	200	1,111.00	222,200	
ピックルスホールディングス	500	1,019.00	509,500	

理研ビタミン	1,100	2,335.00	2,568,500	
片倉工業	1,200	2,005.00	2,406,000	
グンゼ	100	5,230.00	523,000	
東洋紡	4,300	972.00	4,179,600	
ユニチカ	600	154.00	92,400	
富士紡ホールディングス	100	4,815.00	481,500	
倉敷紡績	200	5,560.00	1,112,000	
シキボウ	100	1,005.00	100,500	
日本毛織	400	1,350.00	540,000	
帝国繊維	800	2,351.00	1,880,800	
帝人	13,500	1,343.00	18,130,500	
東レ	57,300	988.10	56,618,130	
セーレン	500	2,738.00	1,369,000	
小松マテーレ	400	810.00	324,000	
ワコールホールディングス	1,700	5,220.00	8,874,000	
ホギメディカル	1,000	4,945.00	4,945,000	
ＴＳＩホールディングス	3,100	1,280.00	3,968,000	
ワールド	1,100	2,369.00	2,605,900	
三陽商会	700	2,908.00	2,035,600	
オンワードホールディングス	5,600	585.00	3,276,000	
ルックホールディングス	100	2,251.00	225,100	
ゴールドウイン	2,100	7,602.00	15,964,200	
特種東海製紙	400	3,610.00	1,444,000	
王子ホールディングス	28,700	606.60	17,409,420	
日本製紙	6,200	1,010.00	6,262,000	
北越コーポレーション	4,100	1,415.00	5,801,500	
大王製紙	5,500	851.00	4,680,500	
レンゴー	10,000	826.50	8,265,000	
トーモク	1,000	2,440.00	2,440,000	
ザ・パック	600	3,325.00	1,995,000	
北の達人コーポレーション	3,500	169.00	591,500	
クラレ	12,900	1,931.50	24,916,350	
旭化成	102,500	1,039.00	106,497,500	
レゾナック・ホールディングス	9,400	3,681.00	34,601,400	
住友化学	71,300	337.50	24,063,750	
住友精化	500	5,060.00	2,530,000	
日産化学	6,200	4,480.00	27,776,000	
ラサ工業	100	2,484.00	248,400	

クレハ	2,100	2,813.00	5,907,300	
多木化学	200	3,520.00	704,000	
テイカ	600	1,646.00	987,600	
石原産業	2,400	1,728.00	4,147,200	
日本曹達	2,600	2,843.00	7,391,800	
東ソー	13,700	2,059.50	28,215,150	
トクヤマ	1,700	2,701.00	4,591,700	
セントラル硝子	600	3,260.00	1,956,000	
東亜合成	5,300	1,438.00	7,621,400	
大阪ソーダ	3,500	1,446.00	5,061,000	
関東電化工業	2,100	949.00	1,992,900	
デンカ	3,600	2,140.50	7,705,800	
信越化学工業	81,100	4,741.00	384,495,100	
日本カーバイド工業	200	1,910.00	382,000	
堺化学工業	400	2,769.00	1,107,600	
第一稀元素化学工業	1,300	717.00	932,100	
エア・ウォーター	9,700	1,910.50	18,531,850	
日本酸素ホールディングス	9,400	4,424.00	41,585,600	
日本化学工業	100	2,399.00	239,900	
日本パーカライジング	5,100	1,301.00	6,635,100	
四国化成ホールディングス	1,100	2,030.00	2,233,000	
戸田工業	200	1,161.00	232,200	
ステラ　ケミファ	500	4,380.00	2,190,000	
保土谷化学工業	500	3,305.00	1,652,500	
日本触媒	6,000	1,904.50	11,427,000	
大日精化工業	900	3,070.00	2,763,000	
カネカ	2,800	3,840.00	10,752,000	
三菱瓦斯化学	6,800	2,503.00	17,020,400	
三井化学	7,300	3,308.00	24,148,400	
東京応化工業	8,200	3,783.00	31,020,600	
大阪有機化学工業	900	2,664.00	2,397,600	
三菱ケミカルグループ	73,700	774.60	57,088,020	
ＫＨネオケム	1,800	2,516.00	4,528,800	
ダイセル	12,000	1,346.00	16,152,000	
住友ベークライト	4,000	3,658.00	14,632,000	
積水化学工業	1,400	2,542.50	3,559,500	
日本ゼオン	6,600	1,532.00	10,111,200	
アイカ工業	3,800	3,360.00	12,768,000	

ＵＢＥ	1,400	2,267.00	3,173,800	
積水樹脂	1,600	1,949.00	3,118,400	
旭有機材	1,000	4,075.00	4,075,000	
ニチバン	100	2,053.00	205,300	
リケンテクノス	2,500	1,027.00	2,567,500	
大倉工業	600	3,555.00	2,133,000	
積水化成品工業	1,700	357.00	606,900	
群栄化学工業	200	2,740.00	548,000	
ダイキョーニシカワ	800	618.00	494,400	
森六ホールディングス	600	2,044.00	1,226,400	
恵和	800	1,018.00	814,400	
日本化薬	12,900	1,396.50	18,014,850	
カーリット	1,400	1,144.00	1,601,600	
日本精化	900	2,250.00	2,025,000	
扶桑化学工業	700	3,440.00	2,408,000	
トリケミカル研究所	700	3,470.00	2,429,000	
ＡＤＥＫＡ	4,900	2,841.50	13,923,350	
日油	12,200	2,107.00	25,705,400	
ハリマ化成グループ	1,000	860.00	860,000	
花王	17,700	6,640.00	117,528,000	
第一工業製薬	400	2,834.00	1,133,600	
三洋化成工業	700	4,090.00	2,863,000	
大日本塗料	1,500	1,243.00	1,864,500	
日本ペイントホールディングス	81,900	949.50	77,764,050	
関西ペイント	10,900	2,167.00	23,620,300	
中国塗料	3,400	2,185.00	7,429,000	
藤倉化成	1,800	500.00	900,000	
太陽ホールディングス	1,500	3,900.00	5,850,000	
ＤＩＣ	4,900	3,326.00	16,297,400	
サカタインクス	2,700	1,750.00	4,725,000	
ａｒｔｉｅｎｃｅ	2,700	3,190.00	8,613,000	
富士フイルムホールディングス	55,100	3,158.00	174,005,800	
資生堂	22,900	2,556.00	58,532,400	
ライオン	14,000	1,866.00	26,124,000	
高砂香料工業	1,400	6,150.00	8,610,000	
マンダム	2,600	1,252.00	3,255,200	
ミルボン	1,200	3,085.00	3,702,000	
コーセー	2,600	6,390.00	16,614,000	

コタ	1,300	1,586.00	2,061,800	
ポーラ・オルビスホールディングス	7,200	1,377.50	9,918,000	
ノエビアホールディングス	1,000	4,305.00	4,305,000	
新日本製薬	300	2,135.00	640,500	
Ｉ－ｎｅ	400	1,788.00	715,200	
アクシージア	100	436.00	43,600	
エステー	900	1,501.00	1,350,900	
コニシ	4,300	1,215.00	5,224,500	
長谷川香料	2,600	2,785.00	7,241,000	
荒川化学工業	1,100	1,170.00	1,287,000	
メック	600	3,200.00	1,920,000	
日本高純度化学	300	3,140.00	942,000	
タカラバイオ	2,400	915.00	2,196,000	
ＪＣＵ	1,600	3,965.00	6,344,000	
ＯＡＴアグリオ	100	1,948.00	194,800	
デクセリアルズ	5,400	2,264.00	12,225,600	
アース製薬	900	5,100.00	4,590,000	
北興化学工業	900	1,387.00	1,248,300	
クミアイ化学工業	6,000	770.00	4,620,000	
日本農薬	3,600	783.00	2,818,800	
アキレス	900	1,490.00	1,341,000	
有沢製作所	1,300	1,445.00	1,878,500	
日東電工	47,000	2,885.00	135,595,000	
レック	100	1,261.00	126,100	
三光合成	800	677.00	541,600	
ＺＡＣＲＯＳ	600	4,165.00	2,499,000	
前澤化成工業	600	1,802.00	1,081,200	
未来工業	400	3,520.00	1,408,000	
ＪＳＰ	1,100	2,091.00	2,300,100	
エフピコ	2,800	2,962.00	8,293,600	
天馬	1,100	2,617.00	2,878,700	
信越ポリマー	3,300	1,580.00	5,214,000	
ニフコ	800	3,700.00	2,960,000	
バルカー	1,600	3,270.00	5,232,000	
ユニ・チャーム	43,200	1,184.00	51,148,800	
協和キリン	12,700	2,066.00	26,238,200	
武田薬品工業	82,000	4,151.00	340,382,000	
アステラス製薬	81,400	1,488.50	121,163,900	

住友ファーマ	7,800	795.00	6,201,000	
塩野義製薬	34,500	2,172.00	74,934,000	
日本新薬	3,000	4,028.00	12,084,000	
中外製薬	33,300	7,251.00	241,458,300	
科研製薬	1,400	4,347.00	6,085,800	
エーザイ	11,800	4,365.00	51,507,000	
ロート製薬	10,900	2,366.50	25,794,850	
小野薬品工業	23,200	1,520.50	35,275,600	
久光製薬	2,000	4,330.00	8,660,000	
持田製薬	900	3,250.00	2,925,000	
参天製薬	16,000	1,387.00	22,192,000	
扶桑薬品工業	100	2,452.00	245,200	
ツムラ	2,300	4,484.00	10,313,200	
キッセイ薬品工業	1,600	3,655.00	5,848,000	
生化学工業	1,200	785.00	942,000	
栄研化学	1,900	2,250.00	4,275,000	
鳥居薬品	300	4,460.00	1,338,000	
ＪＣＲファーマ	4,600	529.00	2,433,400	
東和薬品	1,400	3,020.00	4,228,000	
富士製薬工業	800	1,375.00	1,100,000	
ゼリア新薬工業	1,400	2,067.00	2,893,800	
ネクセラファーマ	3,600	991.00	3,567,600	
第一三共	71,500	3,646.00	260,689,000	
杏林製薬	2,100	1,386.00	2,910,600	
大幸薬品	1,300	301.00	391,300	
ダイト	800	2,050.00	1,640,000	
大塚ホールディングス	18,000	7,325.00	131,850,000	
ペプチドリーム	4,000	2,327.50	9,310,000	
セルソース	300	841.00	252,300	
あすか製薬ホールディングス	1,100	1,974.00	2,171,400	
サワイグループホールディングス	6,000	2,050.00	12,300,000	
日本コークス工業	7,900	97.00	766,300	
ニチレキグループ	600	2,282.00	1,369,200	
ユシロ化学工業	700	2,098.00	1,468,600	
富士石油	800	331.00	264,800	
ＥＮＥＯＳホールディングス	192,400	807.00	155,266,800	
コスモエネルギーホールディングス	2,100	6,699.00	14,067,900	
横浜ゴム	1,000	3,530.00	3,530,000	

ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	1,100	2,471.00	2,718,100	
ブリヂストン	6,100	5,711.00	34,837,100	
住友ゴム工業	2,000	1,734.50	3,469,000	
藤倉コンポジット	500	1,421.00	710,500	
オカモト	500	5,170.00	2,585,000	
フコク	100	1,769.00	176,900	
ニッタ	500	3,635.00	1,817,500	
住友理工	800	1,724.00	1,379,200	
三ツ星ベルト	800	3,905.00	3,124,000	
バンドー化学	1,400	1,736.00	2,430,400	
日東紡績	700	5,610.00	3,927,000	
ＡＧＣ	5,500	4,364.00	24,002,000	
日本板硝子	2,900	376.00	1,090,400	
日本電気硝子	2,700	3,548.00	9,579,600	
オハラ	200	1,093.00	218,600	
住友大阪セメント	500	3,574.00	1,787,000	
太平洋セメント	1,600	4,211.00	6,737,600	
日本ヒューム	600	1,642.00	985,200	
日本コンクリート工業	1,500	363.00	544,500	
三谷セキサン	500	5,190.00	2,595,000	
アジアパイルホールディングス	900	885.00	796,500	
東海カーボン	9,200	901.20	8,291,040	
日本カーボン	300	4,120.00	1,236,000	
東洋炭素	400	4,030.00	1,612,000	
ノリタケ	600	3,615.00	2,169,000	
ＴＯＴＯ	4,700	3,658.00	17,192,600	
日本碍子	8,200	1,903.00	15,604,600	
日本特殊陶業	2,000	4,603.00	9,206,000	
ＭＡＲＵＷＡ	200	40,550.00	8,110,000	
品川リフラクトリーズ	900	1,758.00	1,582,200	
黒崎播磨	400	2,554.00	1,021,600	
ヨータイ	500	1,718.00	859,000	
フジミインコーポレーテッド	4,200	2,105.00	8,841,000	
ニチアス	1,800	4,558.00	8,204,400	
ニチハ	500	2,977.00	1,488,500	
神戸製鋼所	18,000	1,711.50	30,807,000	
中山製鋼所	500	775.00	387,500	
合同製鐵	100	3,980.00	398,000	

ＪＦＥホールディングス	20,700	1,754.00	36,307,800	
東京製鐵	2,700	1,563.00	4,220,100	
共英製鋼	100	1,947.00	194,700	
大和工業	600	8,096.00	4,857,600	
東京鐵鋼	400	5,900.00	2,360,000	
大阪製鐵	200	2,723.00	544,600	
淀川製鋼所	300	5,960.00	1,788,000	
中部鋼鈑	900	2,250.00	2,025,000	
丸一鋼管	3,000	3,530.00	10,590,000	
モリ工業	100	4,685.00	468,500	
大同特殊鋼	6,700	1,188.50	7,962,950	
日本冶金工業	700	4,250.00	2,975,000	
山陽特殊製鋼	1,300	2,743.00	3,565,900	
愛知製鋼	800	6,940.00	5,552,000	
大平洋金属	200	1,563.00	312,600	
新日本電工	1,700	278.00	472,600	
栗本鐵工所	300	4,865.00	1,459,500	
三菱製鋼	100	1,637.00	163,700	
日本精線	500	1,348.00	674,000	
エンビプロ・ホールディングス	500	378.00	189,000	
大紀アルミニウム工業所	1,100	1,010.00	1,111,000	
日本軽金属ホールディングス	3,100	1,587.00	4,919,700	
三井金属鉱業	2,800	4,532.00	12,689,600	
東邦亜鉛	800	579.00	463,200	
三菱マテリアル	7,100	2,401.50	17,050,650	
住友金属鉱山	17,300	3,445.00	59,598,500	
ＤＯＷＡホールディングス	3,000	4,599.00	13,797,000	
古河機械金属	600	2,397.00	1,438,200	
大阪チタニウムテクノロジーズ	1,400	1,923.00	2,692,200	
東邦チタニウム	1,800	1,014.00	1,825,200	
ＵＡＣＪ	1,700	5,150.00	8,755,000	
古河電気工業	2,200	7,189.00	15,815,800	
住友電気工業	8,400	2,907.00	24,418,800	
フジクラ	10,500	6,932.00	72,786,000	
ＳＷＣＣ	800	6,950.00	5,560,000	
平河ヒューテック	700	1,449.00	1,014,300	
リョービ	900	2,210.00	1,989,000	
ＡＲＥホールディングス	5,100	1,890.00	9,639,000	

稲葉製作所	100	1,691.00	169,100	
宮地エンジニアリンググループ	800	1,902.00	1,521,600	
トーカロ	2,000	1,796.00	3,592,000	
ＳＵＭＣＯ	13,000	1,131.00	14,703,000	
川田テクノロジーズ	600	3,220.00	1,932,000	
ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	600	2,937.00	1,762,200	
東洋製罐グループホールディングス	5,300	2,323.00	12,311,900	
コロナ	100	933.00	93,300	
横河ブリッジホールディングス	2,100	2,633.00	5,529,300	
三和ホールディングス	7,400	4,835.00	35,779,000	
文化シヤッター	2,000	1,871.00	3,742,000	
三協立山	900	602.00	541,800	
アルインコ	700	1,052.00	736,400	
ＬＩＸＩＬ	12,700	1,748.50	22,205,950	
ノーリツ	1,500	1,679.00	2,518,500	
長府製作所	1,000	1,960.00	1,960,000	
リンナイ	300	3,312.00	993,600	
日東精工	1,100	580.00	638,000	
岡部	2,000	752.00	1,504,000	
ジーテクト	400	1,662.00	664,800	
東プレ	500	1,827.00	913,500	
高周波熱錬	2,300	999.00	2,297,700	
東京製綱	800	1,294.00	1,035,200	
サンコール	100	262.00	26,200	
パイオラックス	300	2,320.00	696,000	
エイチワン	900	1,138.00	1,024,200	
日本発條	1,700	1,787.00	3,037,900	
日本製鋼所	1,600	5,535.00	8,856,000	
三浦工業	3,200	3,339.00	10,684,800	
タクマ	3,900	1,719.00	6,704,100	
ツガミ	2,200	1,641.00	3,610,200	
オークマ	2,000	3,350.00	6,700,000	
芝浦機械	1,000	3,680.00	3,680,000	
アマダ	15,800	1,562.00	24,679,600	
アイダエンジニアリング	2,800	823.00	2,304,400	
ＦＵＪＩ	5,100	2,207.00	11,255,700	
牧野フライス製作所	900	11,920.00	10,728,000	
オーエスジー	3,200	1,685.50	5,393,600	

旭ダイヤモンド工業	2,000	877.00	1,754,000	
ＤＭＧ森精機	7,100	2,437.00	17,302,700	
ソディック	2,400	880.00	2,112,000	
ディスコ	3,600	45,380.00	163,368,000	
日東工器	600	2,200.00	1,320,000	
日進工具	700	753.00	527,100	
冨士ダイス	400	812.00	324,800	
リケンＮＰＲ	300	2,533.00	759,900	
島精機製作所	1,400	946.00	1,324,400	
オプトラン	1,300	1,823.00	2,369,900	
イワキポンプ	600	2,272.00	1,363,200	
フリュー	1,100	1,039.00	1,142,900	
ヤマシンフィルタ	1,900	650.00	1,235,000	
日阪製作所	1,200	1,045.00	1,254,000	
やまびこ	1,900	2,467.00	4,687,300	
野村マイクロ・サイエンス	1,500	2,905.00	4,357,500	
平田機工	500	5,330.00	2,665,000	
ＰＥＧＡＳＵＳ	900	496.00	446,400	
マルマエ	200	1,520.00	304,000	
タツモ	400	2,094.00	837,600	
ナブテスコ	7,100	2,385.50	16,937,050	
三井海洋開発	2,100	4,560.00	9,576,000	
レオン自動機	900	1,350.00	1,215,000	
ＳＭＣ	3,400	54,280.00	184,552,000	
ホソカワミクロン	500	3,960.00	1,980,000	
ユニオンツール	300	5,290.00	1,587,000	
瑞光	900	1,347.00	1,212,300	
オイレス工業	1,100	2,376.00	2,613,600	
日精エー・エス・ビー機械	200	5,580.00	1,116,000	
サトーホールディングス	800	2,225.00	1,780,000	
技研製作所	800	1,455.00	1,164,000	
日本エアーテック	400	1,099.00	439,600	
日精樹脂工業	1,000	945.00	945,000	
ワイエイシイホールディングス	800	913.00	730,400	
小松製作所	49,600	4,708.00	233,516,800	
住友重機械工業	6,600	2,948.00	19,456,800	
日立建機	4,500	3,787.00	17,041,500	
日工	1,400	707.00	989,800	

巴工業	500	3,705.00	1,852,500	
井関農機	1,100	943.00	1,037,300	
ＴＯＷＡ	3,300	1,847.00	6,095,100	
北川鉄工所	400	1,238.00	495,200	
ローツェ	5,000	1,657.00	8,285,000	
クボタ	45,700	1,881.50	85,984,550	
荏原実業	700	4,185.00	2,929,500	
三菱化工機	300	3,810.00	1,143,000	
月島ホールディングス	1,900	1,549.00	2,943,100	
帝国電機製作所	900	2,977.00	2,679,300	
新東工業	2,600	907.00	2,358,200	
澁谷工業	800	3,455.00	2,764,000	
アイチ　コーポレーション	1,300	1,500.00	1,950,000	
小森コーポレーション	3,200	1,320.00	4,224,000	
鶴見製作所	900	3,230.00	2,907,000	
酒井重工業	400	2,372.00	948,800	
荏原製作所	26,000	2,505.00	65,130,000	
酉島製作所	900	2,447.00	2,202,300	
北越工業	1,000	2,031.00	2,031,000	
ダイキン工業	12,200	16,465.00	200,873,000	
オルガノ	1,000	7,140.00	7,140,000	
トーヨーカネツ	600	4,025.00	2,415,000	
栗田工業	6,100	5,201.00	31,726,100	
椿本チエイン	3,000	1,848.00	5,544,000	
木村化工機	900	812.00	730,800	
アネスト岩田	1,700	1,299.00	2,208,300	
ダイフク	20,700	3,155.00	65,308,500	
サムコ	200	3,035.00	607,000	
タダノ	6,800	1,140.50	7,755,400	
フジテック	1,600	5,778.00	9,244,800	
ＣＫＤ	2,800	2,469.00	6,913,200	
平和	2,500	2,338.00	5,845,000	
理想科学工業	2,200	1,482.00	3,260,400	
ＳＡＮＫＹＯ	9,600	2,125.00	20,400,000	
日本金銭機械	1,000	1,170.00	1,170,000	
マースグループホールディングス	400	3,190.00	1,276,000	
フクシマガリレイ	1,200	2,770.00	3,324,000	
ダイコク電機	700	2,731.00	1,911,700	

竹内製作所	2,100	5,460.00	11,466,000	
アマノ	2,500	3,908.00	9,770,000	
ＪＵＫＩ	1,700	455.00	773,500	
ジャノメ	200	987.00	197,400	
マックス	1,400	4,240.00	5,936,000	
グローリー	3,100	2,674.00	8,289,400	
新晃工業	2,700	1,271.00	3,431,700	
大和冷機工業	1,400	1,596.00	2,234,400	
セガサミーホールディングス	9,200	3,035.00	27,922,000	
ＴＰＲ	100	2,374.00	237,400	
ツバキ・ナカシマ	2,200	460.00	1,012,000	
ホシザキ	5,200	5,801.00	30,165,200	
大豊工業	200	631.00	126,200	
日本精工	14,700	641.00	9,422,700	
ＮＴＮ	14,600	241.50	3,525,900	
ジェイテクト	2,000	1,178.00	2,356,000	
不二越	400	3,280.00	1,312,000	
日本トムソン	2,100	487.00	1,022,700	
ＴＨＫ	4,600	3,584.00	16,486,400	
ユーシン精機	800	661.00	528,800	
イーグル工業	1,100	2,041.00	2,245,100	
ＰＩＬＬＡＲ	1,800	3,680.00	6,624,000	
キッツ	3,000	1,196.00	3,588,000	
マキタ	12,000	4,749.00	56,988,000	
三井Ｅ＆Ｓ	5,200	1,720.00	8,944,000	
カナデビア	9,400	931.00	8,751,400	
三菱重工業	164,100	2,114.50	346,989,450	
ＩＨＩ	8,300	8,986.00	74,583,800	
スター精密	1,600	1,937.00	3,099,200	
日清紡ホールディングス	6,400	905.60	5,795,840	
イビデン	3,200	3,736.00	11,955,200	
コニカミノルタ	26,300	558.20	14,680,660	
ブラザー工業	12,900	2,669.50	34,436,550	
ミネベアミツミ	12,600	2,388.50	30,095,100	
日立製作所	222,000	4,312.00	957,264,000	
三菱電機	120,000	2,385.50	286,260,000	
富士電機	5,000	6,870.00	34,350,000	
安川電機	13,000	4,187.00	54,431,000	

シンフォニアテクノロジー	1,300	6,030.00	7,839,000	
明電舎	1,700	4,525.00	7,692,500	
山洋電気	400	9,390.00	3,756,000	
デンヨー	400	2,647.00	1,058,800	
ＰＨＣホールディングス	1,300	1,105.00	1,436,500	
ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	4,000	2,857.00	11,428,000	
ソシオネクスト	6,000	2,041.50	12,249,000	
東芝テック	1,600	3,120.00	4,992,000	
芝浦メカトロニクス	500	9,100.00	4,550,000	
マブチモーター	3,400	2,264.00	7,697,600	
ニデック	43,400	2,694.50	116,941,300	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	600	301.00	180,600	
トレックス・セミコンダクター	500	1,198.00	599,000	
東光高岳	500	2,104.00	1,052,000	
ダブル・スコープ	2,900	258.00	748,200	
ダイヘン	800	7,620.00	6,096,000	
ヤーマン	1,800	759.00	1,366,200	
ＪＶＣケンウッド	7,200	1,463.00	10,533,600	
ミマキエンジニアリング	1,000	1,562.00	1,562,000	
大崎電気工業	2,300	806.00	1,853,800	
オムロン	8,900	4,515.00	40,183,500	
日東工業	1,800	3,025.00	5,445,000	
ＩＤＥＣ	1,600	2,553.00	4,084,800	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	2,500	2,459.50	6,148,750	
メルコホールディングス	200	2,500.00	500,000	
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	200	561.00	112,200	
日本電気	11,000	15,390.00	169,290,000	
富士通	78,800	3,079.00	242,625,200	
沖電気工業	4,900	980.00	4,802,000	
電気興業	300	1,690.00	507,000	
サンケン電気	900	5,912.00	5,320,800	
アイホン	500	2,670.00	1,335,000	
ルネサスエレクトロニクス	45,100	2,435.00	109,818,500	
セイコーエプソン	13,600	2,500.50	34,006,800	
ワコム	8,100	651.00	5,273,100	
アルバック	1,700	5,769.00	9,807,300	
アクセル	300	1,208.00	362,400	
ＥＩＺＯ	1,800	2,122.00	3,819,600	

ジャパンディスプレイ	28,000	19.00	532,000	
日本信号	2,200	902.00	1,984,400	
京三製作所	3,200	509.00	1,628,800	
能美防災	1,400	3,090.00	4,326,000	
ホーチキ	800	2,580.00	2,064,000	
エレコム	2,200	1,621.00	3,566,200	
パナソニック　ホールディングス	119,500	1,832.00	218,924,000	
シャープ	14,600	998.80	14,582,480	
アンリツ	8,800	1,440.00	12,672,000	
富士通ゼネラル	2,800	2,758.00	7,722,400	
ソニーグループ	351,000	3,705.00	1,300,455,000	
ＴＤＫ	50,500	1,721.00	86,910,500	
タムラ製作所	3,600	598.00	2,152,800	
アルプスアルパイン	9,600	1,577.00	15,139,200	
日本電波工業	1,000	876.00	876,000	
鈴木	600	1,760.00	1,056,000	
メイコー	500	8,690.00	4,345,000	
日本トリム	200	3,760.00	752,000	
フォスター電機	1,200	1,527.00	1,832,400	
ＳＭＫ	200	2,922.00	584,400	
ヨコオ	700	1,482.00	1,037,400	
ホシデン	2,200	2,249.00	4,947,800	
ヒロセ電機	1,600	18,310.00	29,296,000	
日本航空電子工業	2,000	2,774.00	5,548,000	
ＴＯＡ	1,100	962.00	1,058,200	
マクセル	1,900	1,909.00	3,627,100	
古野電気	1,100	2,410.00	2,651,000	
スミダコーポレーション	600	979.00	587,400	
アイコム	500	2,724.00	1,362,000	
リオン	400	2,597.00	1,038,800	
横河電機	11,500	2,992.00	34,408,000	
新電元工業	300	2,600.00	780,000	
アズビル	32,000	1,180.50	37,776,000	
日本光電工業	9,400	2,299.50	21,615,300	
日本電子材料	500	2,093.00	1,046,500	
堀場製作所	2,400	9,741.00	23,378,400	
アドバンテスト	29,700	9,087.00	269,883,900	
エスペック	900	2,352.00	2,116,800	

キーエンス	9,300	63,520.00	590,736,000	
日置電機	700	7,160.00	5,012,000	
シスメックス	32,200	2,736.00	88,099,200	
日本マイクロニクス	2,300	3,900.00	8,970,000	
メガチップス	500	5,390.00	2,695,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	500	3,520.00	1,760,000	
コーセル	1,000	1,020.00	1,020,000	
イリソ電子工業	600	2,756.00	1,653,600	
オプテックスグループ	1,600	1,614.00	2,582,400	
千代田インテグレ	500	3,175.00	1,587,500	
レーザーテック	4,000	15,605.00	62,420,000	
スタンレー電気	1,500	2,563.00	3,844,500	
ウシオ電機	4,600	2,067.50	9,510,500	
日本セラミック	800	2,708.00	2,166,400	
古河電池	100	1,380.00	138,000	
山一電機	800	2,115.00	1,692,000	
図研	700	4,820.00	3,374,000	
日本電子	2,300	5,449.00	12,532,700	
カシオ計算機	8,300	1,272.50	10,561,750	
ファナック	53,400	4,419.00	235,974,600	
日本シイエムケイ	2,100	513.00	1,077,300	
エンプラス	300	4,190.00	1,257,000	
大真空	1,100	612.00	673,200	
ローム	12,600	1,577.00	19,870,200	
浜松ホトニクス	19,400	1,750.50	33,959,700	
三井ハイテック	4,000	847.00	3,388,000	
新光電気工業	3,100	5,872.00	18,203,200	
京セラ	51,600	1,735.50	89,551,800	
太陽誘電	3,600	2,639.00	9,500,400	
村田製作所	68,100	2,692.00	183,325,200	
双葉電子工業	1,300	543.00	705,900	
ニチコン	2,300	1,262.00	2,902,600	
日本ケミコン	500	925.00	462,500	
ＫＯＡ	1,100	962.00	1,058,200	
市光工業	700	410.00	287,000	
小糸製作所	2,700	1,997.50	5,393,250	
ミツバ	600	875.00	525,000	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	4,000	10,185.00	40,740,000	

キヤノン電子	1,000	2,542.00	2,542,000	
キヤノン	49,500	5,184.00	256,608,000	
リコー	22,900	1,643.00	37,624,700	
象印マホービン	400	1,615.00	646,000	
東京エレクトロン	23,600	24,825.00	585,870,000	
イノテック	600	1,395.00	837,000	
トヨタ紡織	1,100	1,994.00	2,193,400	
ユニプレス	700	1,048.00	733,600	
豊田自動織機	6,900	12,610.00	87,009,000	
モリタホールディングス	2,200	2,174.00	4,782,800	
三櫻工業	1,100	663.00	729,300	
デンソー	21,700	1,951.50	42,347,550	
東海理化電機製作所	600	2,236.00	1,341,600	
川崎重工業	8,400	7,170.00	60,228,000	
名村造船所	1,700	2,134.00	3,627,800	
日本車輌製造	300	2,113.00	633,900	
三菱ロジスネクスト	1,600	1,944.00	3,110,400	
日産自動車	149,000	425.70	63,429,300	
いすゞ自動車	28,900	2,010.50	58,103,450	
トヨタ自動車	728,900	2,804.50	2,044,200,050	
日野自動車	19,200	495.00	9,504,000	
三菱自動車工業	49,000	397.60	19,482,400	
武蔵精密工業	100	3,160.00	316,000	
日産車体	1,100	1,039.00	1,142,900	
新明和工業	2,900	1,381.00	4,004,900	
極東開発工業	2,000	2,517.00	5,034,000	
トピー工業	600	2,127.00	1,276,200	
ティラド	100	3,660.00	366,000	
曙ブレーキ工業	1,600	115.00	184,000	
タチエス	400	1,826.00	730,400	
ＮＯＫ	900	2,365.00	2,128,500	
フタバ産業	700	789.00	552,300	
カヤバ	200	2,993.00	598,600	
大同メタル工業	700	503.00	352,100	
プレス工業	1,200	578.00	693,600	
太平洋工業	800	1,433.00	1,146,400	
アイシン	5,400	1,771.50	9,566,100	
マツダ	43,800	1,055.00	46,209,000	

本田技研工業	255,100	1,469.50	374,869,450	
スズキ	71,800	1,933.50	138,825,300	
ＳＵＢＡＲＵ	34,500	2,949.50	101,757,750	
ヤマハ発動機	9,300	1,199.50	11,155,350	
エクセディ	500	4,745.00	2,372,500	
豊田合成	600	2,735.50	1,641,300	
愛三工業	400	1,944.00	777,600	
ヨロズ	200	1,038.00	207,600	
エフ・シー・シー	1,800	3,270.00	5,886,000	
シマノ	300	20,525.00	6,157,500	
テイ・エス　テック	900	1,747.50	1,572,750	
ジャムコ	600	1,795.00	1,077,000	
テルモ	48,200	2,795.50	134,743,100	
日機装	2,500	1,142.00	2,855,000	
日本エム・ディ・エム	500	611.00	305,500	
島津製作所	14,700	4,007.00	58,902,900	
ＪＭＳ	800	476.00	380,800	
長野計器	700	2,051.00	1,435,700	
ブイ・テクノロジー	500	2,334.00	1,167,000	
東京計器	600	3,405.00	2,043,000	
インターアクション	100	1,137.00	113,700	
東京精密	1,600	8,932.00	14,291,200	
マニー	3,800	1,452.50	5,519,500	
ニコン	15,100	1,549.50	23,397,450	
トプコン	5,300	2,826.50	14,980,450	
オリンパス	51,600	2,275.00	117,390,000	
理研計器	1,400	3,040.00	4,256,000	
タムロン	1,000	3,965.00	3,965,000	
ＨＯＹＡ	15,900	19,265.00	306,313,500	
ノーリツ鋼機	1,000	4,765.00	4,765,000	
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	1,400	2,096.00	2,934,400	
朝日インテック	10,100	2,546.50	25,719,650	
シチズン時計	9,200	898.00	8,261,600	
メニコン	3,800	1,418.00	5,388,400	
松風	400	2,185.00	874,000	
セイコーグループ	1,300	5,340.00	6,942,000	
ニプロ	7,100	1,368.50	9,716,350	
三井松島ホールディングス	300	4,330.00	1,299,000	

パラマウントベッドホールディングス	1,800	2,712.00	4,881,600	
トランザクション	200	2,029.00	405,800	
ニホンフラッシュ	800	803.00	642,400	
前田工繊	1,600	1,876.00	3,001,600	
アートネイチャー	800	764.00	611,200	
フルヤ金属	300	3,050.00	915,000	
バンダイナムコホールディングス	29,500	4,849.00	143,045,500	
ＳＨＯＥＩ	2,600	1,974.00	5,132,400	
フランスベッドホールディングス	1,700	1,293.00	2,198,100	
パイロットコーポレーション	600	4,493.00	2,695,800	
萩原工業	100	1,506.00	150,600	
フジシールインターナショナル	1,900	2,806.00	5,331,400	
タカラトミー	4,100	4,072.00	16,695,200	
広済堂ホールディングス	900	508.00	457,200	
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	4,600	4,703.00	21,633,800	
大日本印刷	8,000	2,193.00	17,544,000	
ＮＩＳＳＨＡ	1,200	1,491.00	1,789,200	
ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	400	3,105.00	1,242,000	
アシックス	26,800	3,518.00	94,282,400	
ローランド	1,000	3,895.00	3,895,000	
小松ウオール工業	400	1,512.00	604,800	
ヤマハ	18,600	1,110.00	20,646,000	
河合楽器製作所	300	3,140.00	942,000	
ピジョン	7,100	1,482.50	10,525,750	
リンテック	2,900	2,969.00	8,610,100	
イトーキ	1,700	1,759.00	2,990,300	
任天堂	43,600	11,245.00	490,282,000	
三菱鉛筆	200	2,663.00	532,600	
タカラスタンダード	2,200	1,810.00	3,982,000	
コクヨ	2,400	2,853.50	6,848,400	
グローブライド	200	1,919.00	383,800	
オカムラ	1,300	2,022.00	2,628,600	
美津濃	900	8,440.00	7,596,000	
グリムス	200	2,242.00	448,400	
東京電力ホールディングス	165,500	393.00	65,041,500	
中部電力	53,500	1,563.00	83,620,500	
関西電力	3,700	1,702.00	6,297,400	
中国電力	1,700	847.60	1,440,920	

北陸電力	600	786.30	471,780	
東北電力	2,400	1,093.00	2,623,200	
四国電力	900	1,151.00	1,035,900	
九州電力	2,200	1,294.50	2,847,900	
北海道電力	700	719.60	503,720	
沖縄電力	200	926.00	185,200	
電源開発	300	2,498.00	749,400	
エフオン	100	380.00	38,000	
イーレックス	100	793.00	79,300	
レノバ	2,300	694.00	1,596,200	
東京瓦斯	28,900	4,491.00	129,789,900	
大阪瓦斯	24,300	3,157.00	76,715,100	
東邦瓦斯	7,900	3,986.00	31,489,400	
北海道瓦斯	500	517.00	258,500	
西部ガスホールディングス	2,900	1,679.00	4,869,100	
静岡ガス	1,500	1,027.00	1,540,500	
メタウォーター	1,300	1,985.00	2,580,500	
ＳＢＳホールディングス	1,700	2,545.00	4,326,500	
東武鉄道	17,500	2,621.50	45,876,250	
相鉄ホールディングス	7,500	2,438.00	18,285,000	
東急	50,300	1,701.50	85,585,450	
京浜急行電鉄	20,000	1,411.00	28,220,000	
小田急電鉄	27,300	1,484.50	40,526,850	
京王電鉄	6,000	3,923.00	23,538,000	
京成電鉄	24,300	1,506.50	36,607,950	
富士急行	400	2,438.00	975,200	
東日本旅客鉄道	69,700	2,763.00	192,581,100	
西日本旅客鉄道	29,100	2,840.50	82,658,550	
東海旅客鉄道	46,400	2,815.50	130,639,200	
西武ホールディングス	15,200	3,192.00	48,518,400	
鴻池運輸	3,000	3,055.00	9,165,000	
西日本鉄道	6,200	2,203.00	13,658,600	
ハマキョウレックス	2,400	1,284.00	3,081,600	
サカイ引越センター	900	2,339.00	2,105,100	
近鉄グループホールディングス	18,100	3,282.00	59,404,200	
阪急阪神ホールディングス	23,300	3,663.00	85,347,900	
南海電気鉄道	7,400	2,573.50	19,043,900	
京阪ホールディングス	6,000	3,320.00	19,920,000	

名古屋鉄道	14,700	1,767.00	25,974,900	
ヤマトホールディングス	21,800	1,925.00	41,965,000	
山九	100	5,841.00	584,100	
丸全昭和運輸	500	6,070.00	3,035,000	
センコーグループホールディングス	9,700	1,428.00	13,851,600	
トナミホールディングス	200	6,420.00	1,284,000	
ニッコンホールディングス	7,800	2,273.00	17,729,400	
福山通運	1,100	3,670.00	4,037,000	
セイノーホールディングス	8,600	2,275.00	19,565,000	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	5,200	1,268.00	6,593,600	
九州旅客鉄道	8,400	3,684.00	30,945,600	
ＳＧホールディングス	21,500	1,442.00	31,003,000	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	18,900	2,504.50	47,335,050	
日本郵船	100	5,315.00	531,500	
商船三井	100	5,524.00	552,400	
川崎汽船	100	2,159.50	215,950	
ＮＳユナイテッド海運	200	4,115.00	823,000	
飯野海運	100	1,070.00	107,000	
乾汽船	300	1,403.00	420,900	
日本航空	100	2,598.00	259,800	
ＡＮＡホールディングス	100	2,897.00	289,700	
日新	800	4,405.00	3,524,000	
三菱倉庫	25,500	1,035.00	26,392,500	
三井倉庫ホールディングス	900	7,570.00	6,813,000	
住友倉庫	2,300	2,765.00	6,359,500	
安田倉庫	1,300	1,915.00	2,489,500	
上組	8,300	3,346.00	27,771,800	
キユーソー流通システム	400	2,077.00	830,800	
エーアイテイー	900	1,683.00	1,514,700	
内外トランスライン	400	2,495.00	998,000	
日本コンセプト	100	1,820.00	182,000	
ＮＥＣネッツエスアイ	3,900	3,305.00	12,889,500	
クロスキャット	400	1,065.00	426,000	
システナ	15,200	358.00	5,441,600	
デジタルアーツ	500	6,300.00	3,150,000	
日鉄ソリューションズ	3,200	4,296.00	13,747,200	
キューブシステム	500	1,023.00	511,500	
コア	400	1,851.00	740,400	

手間いらず	100	3,145.00	314,500	
ラクーンホールディングス	500	898.00	449,000	
ソリトンシステムズ	400	1,164.00	465,600	
ソフトクリエイトホールディングス	800	2,071.00	1,656,800	
ＴＩＳ	10,600	3,769.00	39,951,400	
グリーホールディングス	9,300	567.00	5,273,100	
ＧＭＯペパボ	100	1,418.00	141,800	
コーエーテクモホールディングス	16,700	2,062.00	34,435,400	
三菱総合研究所	700	4,980.00	3,486,000	
ファインデックス	1,100	814.00	895,400	
ブレインパッド	500	1,344.00	672,000	
ＫＬａｂ	2,800	160.00	448,000	
ポールトゥウィンホールディングス	1,300	447.00	581,100	
ネクソン	18,800	2,100.50	39,489,400	
アイスタイル	2,700	541.00	1,460,700	
エムアップホールディングス	700	1,568.00	1,097,600	
エイチーム	900	933.00	839,700	
エニグモ	900	338.00	304,200	
コロプラ	11,000	510.00	5,610,000	
ブロードリーフ	4,200	634.00	2,662,800	
デジタルハーツホールディングス	600	1,112.00	667,200	
メディアドゥ	300	1,649.00	494,700	
じげん	2,200	455.00	1,001,000	
ブイキューブ	700	221.00	154,700	
フィックスターズ	900	2,028.00	1,825,200	
ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	300	1,513.00	453,900	
オプティム	700	692.00	484,400	
セレス	1,200	2,712.00	3,254,400	
ＳＨＩＦＴ	7,500	1,479.50	11,096,250	
セック	200	5,270.00	1,054,000	
テクマトリックス	1,400	2,455.00	3,437,000	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	6,300	3,429.00	21,602,700	
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	2,300	8,454.00	19,444,200	
システムリサーチ	400	1,644.00	657,600	
インターネットイニシアティブ	6,100	2,718.00	16,579,800	
さくらインターネット	1,200	4,655.00	5,586,000	
ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	300	2,301.00	690,300	

ＳＲＡホールディングス	500	4,295.00	2,147,500	
朝日ネット	700	672.00	470,400	
ｅＢＡＳＥ	1,100	600.00	660,000	
アバントグループ	1,100	1,957.00	2,152,700	
アドソル日進	400	2,095.00	838,000	
フリービット	600	1,568.00	940,800	
コムチュア	1,400	2,018.00	2,825,200	
アステリア	700	607.00	424,900	
アイル	700	2,566.00	1,796,200	
マークラインズ	400	2,465.00	986,000	
メディカル・データ・ビジョン	900	447.00	402,300	
ｇｕｍｉ	4,700	536.00	2,519,200	
テラスカイ	300	2,505.00	751,500	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	300	2,095.00	628,500	
ネオジャパン	200	1,708.00	341,600	
ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	200	2,278.00	455,600	
ラクス	4,100	2,111.50	8,657,150	
ダブルスタンダード	400	1,735.00	694,000	
オープンドア	1,400	603.00	844,200	
アカツキ	1,600	2,941.00	4,705,600	
Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	200	1,434.00	286,800	
カナミックネットワーク	900	460.00	414,000	
チェンジホールディングス	2,600	1,389.00	3,611,400	
オークネット	1,100	2,732.00	3,005,200	
マクロミル	1,700	1,222.00	2,077,400	
オロ	200	2,622.00	524,400	
ユーザーローカル	200	1,908.00	381,600	
マネーフォワード	3,800	4,631.00	17,597,800	
Ｓｕｎ　Ａｓｔｅｒｉｓｋ	100	581.00	58,100	
プラスアルファ・コンサルティング	1,300	1,790.00	2,327,000	
電算システムホールディングス	300	2,493.00	747,900	
Ａｐｐｉｅｒ　Ｇｒｏｕｐ	5,500	1,807.00	9,938,500	
ビジョナル	700	7,530.00	5,271,000	
野村総合研究所	20,900	5,355.00	111,919,500	
日本システム技術	800	1,849.00	1,479,200	
インテージホールディングス	1,000	1,782.00	1,782,000	
ソースネクスト	5,100	250.00	1,275,000	
シンプレクス・ホールディングス	1,800	2,891.00	5,203,800	

ＨＥＲＯＺ	300	979.00	293,700	
ラクスル	1,400	1,260.00	1,764,000	
メルカリ	4,600	2,389.50	10,991,700	
ＩＰＳ	100	2,465.00	246,500	
システムサポートホールディングス	200	2,151.00	430,200	
イーソル	600	668.00	400,800	
ウイングアーク１ｓｔ	1,000	3,550.00	3,550,000	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	100	926.00	92,600	
サーバーワークス	100	2,485.00	248,500	
Ｓａｎｓａｎ	3,400	2,508.00	8,527,200	
ギフティ	1,200	1,410.00	1,692,000	
メドレー	1,700	3,620.00	6,154,000	
ベース	400	3,040.00	1,216,000	
ＪＭＤＣ	2,100	3,273.00	6,873,300	
フォーカスシステムズ	700	1,097.00	767,900	
クレスコ	1,400	1,121.00	1,569,400	
フジ・メディア・ホールディングス	8,800	2,921.50	25,709,200	
オービック	16,500	4,521.00	74,596,500	
ジャストシステム	1,400	3,455.00	4,837,000	
ＴＤＣソフト	3,000	1,339.00	4,017,000	
ＬＩＮＥヤフー	127,300	493.70	62,848,010	
トレンドマイクロ	4,900	11,595.00	56,815,500	
ＩＤホールディングス	500	1,756.00	878,000	
日本オラクル	1,800	14,440.00	25,992,000	
フューチャー	2,000	1,883.00	3,766,000	
ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	600	1,944.00	1,166,400	
オービックビジネスコンサルタント	1,400	7,382.00	10,334,800	
アイティフォー	1,300	1,322.00	1,718,600	
東計電算	400	4,380.00	1,752,000	
大塚商会	14,400	3,607.00	51,940,800	
サイボウズ	1,500	3,180.00	4,770,000	
電通総研	1,100	6,650.00	7,315,000	
ＡＣＣＥＳＳ	800	1,096.00	876,800	
デジタルガレージ	2,000	4,630.00	9,260,000	
ＥＭシステムズ	1,700	762.00	1,295,400	
ウェザーニューズ	600	3,520.00	2,112,000	
ＣＩＪ	2,400	476.00	1,142,400	
ビジネスエンジニアリング	100	3,840.00	384,000	

ＷＯＷＯＷ	2,200	1,011.00	2,224,200	
スカラ	600	399.00	239,400	
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	1,400	3,320.00	4,648,000	
ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ	800	519.00	415,200	
ネットワンシステムズ	3,500	4,482.00	15,687,000	
システムソフト	2,300	65.00	149,500	
アルゴグラフィックス	900	5,310.00	4,779,000	
マーベラス	1,200	537.00	644,400	
エイベックス	1,500	1,338.00	2,007,000	
ＢＩＰＲＯＧＹ	2,400	4,360.00	10,464,000	
ＴＢＳホールディングス	4,900	4,434.00	21,726,600	
日本テレビホールディングス	8,300	2,950.00	24,485,000	
テレビ朝日ホールディングス	6,800	2,693.00	18,312,400	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	7,800	1,146.00	8,938,800	
テレビ東京ホールディングス	2,000	3,680.00	7,360,000	
ビジョン	1,000	1,097.00	1,097,000	
Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	2,400	1,812.00	4,348,800	
日本通信	8,600	153.00	1,315,800	
日本電信電話	2,942,300	146.90	432,223,870	
ＫＤＤＩ	69,500	5,000.00	347,500,000	
ソフトバンク	1,522,000	208.50	317,337,000	
光通信	1,100	37,830.00	41,613,000	
エムティーアイ	1,100	933.00	1,026,300	
ＧＭＯインターネットグループ	3,700	3,033.00	11,222,100	
ファイバーゲート	200	960.00	192,000	
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	4,200	3,677.00	15,443,400	
学研ホールディングス	1,300	1,032.00	1,341,600	
ゼンリン	4,500	961.00	4,324,500	
アイネット	500	1,989.00	994,500	
松竹	500	12,160.00	6,080,000	
東宝	4,900	7,152.00	35,044,800	
東映	1,500	5,840.00	8,760,000	
ＮＴＴデータグループ	26,200	3,027.00	79,307,400	
ピー・シー・エー	500	1,962.00	981,000	
ＤＴＳ	1,900	4,400.00	8,360,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	5,500	7,009.00	38,549,500	
シーイーシー	1,000	1,957.00	1,957,000	
カプコン	14,900	3,825.00	56,992,500	

アイ・エス・ビー	500	1,358.00	679,000	
ＳＣＳＫ	5,700	3,574.00	20,371,800	
ＮＳＷ	200	2,936.00	587,200	
アイネス	1,100	1,763.00	1,939,300	
ＴＫＣ	1,100	3,740.00	4,114,000	
富士ソフト	1,900	9,873.00	18,758,700	
ＮＳＤ	4,500	3,552.00	15,984,000	
コナミグループ	2,700	18,725.00	50,557,500	
福井コンピュータホールディングス	600	3,100.00	1,860,000	
ＪＢＣＣホールディングス	1,000	4,915.00	4,915,000	
ミロク情報サービス	900	1,848.00	1,663,200	
ソフトバンクグループ	39,700	9,637.00	382,588,900	
リョーサン菱洋ホールディングス	1,800	2,559.00	4,606,200	
高千穂交易	300	4,065.00	1,219,500	
伊藤忠食品	200	7,470.00	1,494,000	
あらた	1,600	3,250.00	5,200,000	
トーメンデバイス	200	6,170.00	1,234,000	
東京エレクトロン　デバイス	1,100	3,160.00	3,476,000	
円谷フィールズホールディングス	1,800	1,672.00	3,009,600	
双日	12,900	3,298.00	42,544,200	
アルフレッサ　ホールディングス	10,800	2,102.50	22,707,000	
横浜冷凍	1,800	862.00	1,551,600	
ラサ商事	700	1,511.00	1,057,700	
アルコニックス	1,100	1,479.00	1,626,900	
神戸物産	7,400	3,303.00	24,442,200	
あい　ホールディングス	1,900	1,962.00	3,727,800	
ダイワボウホールディングス	4,100	2,775.50	11,379,550	
マクニカホールディングス	9,300	1,817.00	16,898,100	
ラクト・ジャパン	200	2,933.00	586,600	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	2,000	1,185.00	2,370,000	
レスター	800	2,466.00	1,972,800	
ＴＯＫＡＩホールディングス	3,900	933.00	3,638,700	
三洋貿易	1,200	1,544.00	1,852,800	
ビューティガレージ	400	1,410.00	564,000	
シップヘルスケアホールディングス	3,700	2,048.00	7,577,600	
明治電機工業	300	1,501.00	450,300	
コメダホールディングス	2,400	2,750.00	6,600,000	
アセンテック	200	980.00	196,000	

フルサト・マルカホールディングス	1,200	2,345.00	2,814,000	
ヤマエグループホールディングス	1,000	2,209.00	2,209,000	
小野建	1,100	1,489.00	1,637,900	
佐鳥電機	700	1,673.00	1,171,100	
伯東	500	4,585.00	2,292,500	
ナガイレーベン	1,100	1,924.00	2,116,400	
三菱食品	1,000	4,820.00	4,820,000	
松田産業	100	3,345.00	334,500	
第一興商	3,600	1,613.00	5,806,800	
メディパルホールディングス	10,800	2,256.50	24,370,200	
萩原電気ホールディングス	600	3,470.00	2,082,000	
アズワン	3,200	2,492.00	7,974,400	
スズデン	400	1,946.00	778,400	
ドウシシャ	800	2,085.00	1,668,000	
たけびし	200	1,904.00	380,800	
丸文	1,100	1,043.00	1,147,300	
ハピネット	700	5,030.00	3,521,000	
日本ライフライン	2,900	1,593.00	4,619,700	
タカショー	500	404.00	202,000	
ＩＤＯＭ	2,100	1,148.00	2,410,800	
進和	700	2,868.00	2,007,600	
ダイトロン	400	3,240.00	1,296,000	
シークス	1,900	1,157.00	2,198,300	
オーハシテクニカ	100	1,998.00	199,800	
白銅	500	2,339.00	1,169,500	
伊藤忠商事	52,600	6,501.00	341,952,600	
丸紅	106,700	2,315.00	247,010,500	
長瀬産業	3,000	2,798.50	8,395,500	
蝶理	800	3,240.00	2,592,000	
豊田通商	30,600	2,496.50	76,392,900	
兼松	5,200	2,498.00	12,989,600	
三井物産	121,200	2,794.00	338,632,800	
日本紙パルプ商事	5,000	611.00	3,055,000	
カメイ	1,700	1,863.00	3,167,100	
スターゼン	100	2,942.00	294,200	
山善	4,300	1,297.00	5,577,100	
住友商事	75,000	3,335.00	250,125,000	
内田洋行	300	6,980.00	2,094,000	

三菱商事	141,800	2,462.00	349,111,600	
第一実業	1,100	2,465.00	2,711,500	
キヤノンマーケティングジャパン	3,300	5,163.00	17,037,900	
西華産業	500	4,835.00	2,417,500	
東京産業	1,200	736.00	883,200	
ユアサ商事	1,100	4,525.00	4,977,500	
神鋼商事	200	6,030.00	1,206,000	
阪和興業	2,500	4,955.00	12,387,500	
正栄食品工業	200	3,905.00	781,000	
カナデン	600	1,528.00	916,800	
ＲＹＯＤＥＮ	600	2,445.00	1,467,000	
岩谷産業	8,400	1,601.50	13,452,600	
極東貿易	400	1,662.00	664,800	
アステナホールディングス	1,100	444.00	488,400	
三愛オブリ	3,900	1,790.00	6,981,000	
稲畑産業	1,400	3,135.00	4,389,000	
ＧＳＩクレオス	500	2,129.00	1,064,500	
明和産業	1,100	731.00	804,100	
ワキタ	1,600	1,769.00	2,830,400	
東邦ホールディングス	2,700	4,250.00	11,475,000	
サンゲツ	500	2,974.00	1,487,000	
ミツウロコグループホールディングス	2,600	1,829.00	4,755,400	
シナネンホールディングス	500	6,460.00	3,230,000	
伊藤忠エネクス	3,600	1,620.00	5,832,000	
サンリオ	6,900	6,088.00	42,007,200	
サンワテクノス	900	2,228.00	2,005,200	
新光商事	1,700	1,025.00	1,742,500	
トーホー	500	2,714.00	1,357,000	
三信電気	600	2,126.00	1,275,600	
東陽テクニカ	1,100	1,434.00	1,577,400	
モスフードサービス	1,400	3,525.00	4,935,000	
加賀電子	1,600	2,812.00	4,499,200	
ソーダニッカ	1,300	1,126.00	1,463,800	
立花エレテック	900	2,628.00	2,365,200	
ＰＡＬＴＡＣ	1,500	4,120.00	6,180,000	
三谷産業	900	336.00	302,400	
コーア商事ホールディングス	500	733.00	366,500	
ＫＰＰグループホールディングス	3,500	684.00	2,394,000	

ヤマタネ	400	3,910.00	1,564,000	
泉州電業	900	5,170.00	4,653,000	
トラスコ中山	3,200	2,137.00	6,838,400	
オートバックスセブン	3,500	1,486.00	5,201,000	
モリト	1,000	1,535.00	1,535,000	
加藤産業	1,600	4,405.00	7,048,000	
イエローハット	2,000	2,851.00	5,702,000	
ＪＫホールディングス	600	1,021.00	612,600	
日伝	1,100	2,871.00	3,158,100	
因幡電機産業	2,900	3,804.00	11,031,600	
東テク	1,900	2,497.00	4,744,300	
ミスミグループ本社	17,500	2,351.00	41,142,500	
スズケン	3,600	5,031.00	18,111,600	
ジェコス	500	1,017.00	508,500	
サンエー	2,000	3,020.00	6,040,000	
カワチ薬品	600	2,674.00	1,604,400	
エービーシー・マート	3,200	3,088.00	9,881,600	
ハードオフコーポレーション	400	1,913.00	765,200	
アスクル	3,000	1,653.00	4,959,000	
ゲオホールディングス	1,100	1,784.00	1,962,400	
アダストリア	1,100	3,130.00	3,443,000	
くら寿司	1,100	2,673.00	2,940,300	
キャンドゥ	500	3,340.00	1,670,000	
パルグループホールディングス	1,500	3,295.00	4,942,500	
エディオン	4,400	1,775.00	7,810,000	
サーラコーポレーション	3,900	802.00	3,127,800	
ハローズ	600	3,830.00	2,298,000	
フジオフードグループ本社	600	1,124.00	674,400	
あみやき亭	600	1,600.00	960,000	
大黒天物産	300	7,550.00	2,265,000	
ハニーズホールディングス	800	1,680.00	1,344,000	
アルペン	700	2,173.00	1,521,100	
クオールホールディングス	1,200	1,582.00	1,898,400	
ジンズホールディングス	600	7,240.00	4,344,000	
ビックカメラ	4,500	1,642.00	7,389,000	
ＤＣＭホールディングス	5,100	1,396.00	7,119,600	
ペッパーフードサービス	600	167.00	100,200	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	18,300	2,817.00	51,551,100	

Ｊ．フロント　リテイリング	8,400	2,077.00	17,446,800	
ドトール・日レスホールディングス	200	2,380.00	476,000	
マツキヨココカラ＆カンパニー	19,500	2,170.00	42,315,000	
ブロンコビリー	300	3,610.00	1,083,000	
ＺＯＺＯ	6,600	4,940.00	32,604,000	
トレジャー・ファクトリー	400	1,520.00	608,000	
物語コーポレーション	1,900	3,355.00	6,374,500	
三越伊勢丹ホールディングス	9,300	2,522.00	23,454,600	
Ｈａｍｅｅ	200	1,300.00	260,000	
ウエルシアホールディングス	5,200	2,230.50	11,598,600	
クリエイトＳＤホールディングス	1,600	2,832.00	4,531,200	
シュッピン	700	1,041.00	728,700	
オイシックス・ラ・大地	1,600	1,364.00	2,182,400	
ネクステージ	2,100	1,539.00	3,231,900	
ジョイフル本田	2,700	1,910.00	5,157,000	
エターナルホスピタリティグループ	200	2,662.00	532,400	
ホットランド	600	2,049.00	1,229,400	
すかいらーくホールディングス	4,500	2,606.00	11,727,000	
ＳＦＰホールディングス	300	2,196.00	658,800	
綿半ホールディングス	500	1,652.00	826,000	
ヨシックスホールディングス	100	2,830.00	283,000	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	2,900	795.00	2,305,500	
ゴルフダイジェスト・オンライン	600	351.00	210,600	
ＢＥＥＮＯＳ	500	3,975.00	1,987,500	
あさひ	900	1,468.00	1,321,200	
日本調剤	800	1,370.00	1,096,000	
コスモス薬品	2,000	6,890.00	13,780,000	
セブン＆アイ・ホールディングス	104,500	2,415.00	252,367,500	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	6,500	1,332.00	8,658,000	
ツルハホールディングス	2,300	9,218.00	21,201,400	
サンマルクホールディングス	700	2,426.00	1,698,200	
トリドールホールディングス	1,200	4,079.00	4,894,800	
ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	800	335.00	268,000	
ＪＭホールディングス	800	2,398.00	1,918,400	
アレンザホールディングス	300	1,109.00	332,700	
串カツ田中ホールディングス	200	1,324.00	264,800	
バロックジャパンリミテッド	800	780.00	624,000	

クスリのアオキホールディングス	2,700	3,276.00	8,845,200	
力の源ホールディングス	200	1,259.00	251,800	
ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥＳ	5,600	4,284.00	23,990,400	
メディカルシステムネットワーク	1,000	412.00	412,000	
ノジマ	3,700	2,270.00	8,399,000	
カッパ・クリエイト	1,100	1,465.00	1,611,500	
良品計画	11,800	4,013.00	47,353,400	
アドヴァングループ	1,400	948.00	1,327,200	
アルビス	300	2,606.00	781,800	
Ｇ－７ホールディングス	400	1,357.00	542,800	
イオン北海道	3,000	879.00	2,637,000	
コジマ	1,500	1,020.00	1,530,000	
コーナン商事	1,100	3,630.00	3,993,000	
エコス	300	1,997.00	599,100	
ワタミ	900	930.00	837,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	19,700	4,162.00	81,991,400	
西松屋チェーン	2,000	2,281.00	4,562,000	
ゼンショーホールディングス	5,000	7,777.00	38,885,000	
幸楽苑	500	1,088.00	544,000	
サイゼリヤ	1,400	4,625.00	6,475,000	
ＶＴホールディングス	3,100	502.00	1,556,200	
ユナイテッドアローズ	900	2,238.00	2,014,200	
ハイデイ日高	1,400	2,788.00	3,903,200	
コロワイド	2,000	1,728.00	3,456,000	
壱番屋	3,800	981.00	3,727,800	
スギホールディングス	6,000	2,682.00	16,092,000	
薬王堂ホールディングス	400	1,890.00	756,000	
スクロール	1,500	1,057.00	1,585,500	
ヨンドシーホールディングス	1,000	1,887.00	1,887,000	
木曽路	1,500	2,187.00	3,280,500	
ＳＲＳホールディングス	900	1,240.00	1,116,000	
千趣会	1,800	238.00	428,400	
リテールパートナーズ	1,200	1,269.00	1,522,800	
上新電機	1,100	2,275.00	2,502,500	
日本瓦斯	11,900	2,229.50	26,531,050	
ロイヤルホールディングス	600	2,640.00	1,584,000	
チヨダ	1,100	1,152.00	1,267,200	

ライフコーポレーション	800	3,660.00	2,928,000	
リンガーハット	900	2,271.00	2,043,900	
ＭｒＭａｘＨＤ	1,300	682.00	886,600	
ＡＯＫＩホールディングス	1,600	1,301.00	2,081,600	
オークワ	1,400	789.00	1,104,600	
コメリ	1,500	2,916.00	4,374,000	
青山商事	2,000	2,158.00	4,316,000	
しまむら	2,500	9,060.00	22,650,000	
高島屋	12,800	1,264.50	16,185,600	
松屋	1,800	1,049.00	1,888,200	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	2,200	2,316.00	5,095,200	
近鉄百貨店	200	2,180.00	436,000	
丸井グループ	6,400	2,590.50	16,579,200	
アクシアル　リテイリング	3,200	959.00	3,068,800	
イオン	33,000	3,733.00	123,189,000	
イズミ	2,000	3,037.00	6,074,000	
平和堂	1,200	2,380.00	2,856,000	
フジ	700	2,113.00	1,479,100	
ヤオコー	1,100	8,992.00	9,891,200	
ゼビオホールディングス	1,300	1,271.00	1,652,300	
ケーズホールディングス	7,200	1,408.00	10,137,600	
シルバーライフ	100	722.00	72,200	
Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	1,000	2,941.00	2,941,000	
ブックオフグループホールディングス	600	1,335.00	801,000	
ギフトホールディングス	200	3,825.00	765,000	
アインホールディングス	1,700	4,565.00	7,760,500	
Ｇｅｎｋｉ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｄｉｎｉｎｇ	400	3,215.00	1,286,000	
ヤマダホールディングス	31,900	445.00	14,195,500	
アークランズ	2,400	1,659.00	3,981,600	
ニトリホールディングス	4,500	16,285.00	73,282,500	
グルメ杵屋	500	1,098.00	549,000	
ケーユーホールディングス	500	1,116.00	558,000	
吉野家ホールディングス	4,100	2,930.50	12,015,050	
松屋フーズホールディングス	400	5,880.00	2,352,000	
サガミホールディングス	1,100	1,815.00	1,996,500	
王将フードサービス	2,100	3,050.00	6,405,000	
ミニストップ	700	1,728.00	1,209,600	
アークス	1,000	2,763.00	2,763,000	

バローホールディングス	2,100	2,252.00	4,729,200	
ベルク	700	6,590.00	4,613,000	
大庄	300	1,099.00	329,700	
ファーストリテイリング	5,900	49,620.00	292,758,000	
サンドラッグ	3,700	4,111.00	15,210,700	
サックスバー　ホールディングス	700	902.00	631,400	
ベルーナ	1,900	901.00	1,711,900	
いよぎんホールディングス	10,000	1,617.50	16,175,000	
しずおかフィナンシャルグループ	21,700	1,501.00	32,571,700	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	6,300	1,597.50	10,064,250	
楽天銀行	5,200	5,905.00	30,706,000	
京都フィナンシャルグループ	13,000	2,165.50	28,151,500	
めぶきフィナンシャルグループ	41,400	631.20	26,131,680	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	1,100	5,160.00	5,676,000	
九州フィナンシャルグループ	20,000	752.20	15,044,000	
ゆうちょ銀行	119,300	1,605.00	191,476,500	
富山第一銀行	1,500	1,010.00	1,515,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	48,100	865.70	41,640,170	
西日本フィナンシャルホールディングス	5,600	2,035.00	11,396,000	
三十三フィナンシャルグループ	900	2,350.00	2,115,000	
第四北越フィナンシャルグループ	3,800	2,838.00	10,784,400	
ひろぎんホールディングス	12,800	1,198.50	15,340,800	
おきなわフィナンシャルグループ	900	2,576.00	2,318,400	
十六フィナンシャルグループ	1,700	4,580.00	7,786,000	
北國フィナンシャルホールディングス	1,000	5,240.00	5,240,000	
プロクレアホールディングス	1,300	1,735.00	2,255,500	
あいちフィナンシャルグループ	2,100	2,756.00	5,787,600	
あおぞら銀行	7,000	2,258.50	15,809,500	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	567,400	1,943.50	1,102,741,900	
りそなホールディングス	105,500	1,166.00	123,013,000	
三井住友トラストグループ	32,900	3,876.00	127,520,400	
三井住友フィナンシャルグループ	182,100	3,803.00	692,526,300	
千葉銀行	24,900	1,309.50	32,606,550	
群馬銀行	18,700	1,062.00	19,859,400	
武蔵野銀行	800	3,165.00	2,532,000	
千葉興業銀行	2,900	1,547.00	4,486,300	
筑波銀行	5,000	249.00	1,245,000	

七十七銀行	2,700	4,488.00	12,117,600	
秋田銀行	700	2,271.00	1,589,700	
山形銀行	1,100	1,423.00	1,565,300	
岩手銀行	600	3,180.00	1,908,000	
東邦銀行	9,600	311.00	2,985,600	
ふくおかフィナンシャルグループ	8,200	3,958.00	32,455,600	
スルガ銀行	8,100	1,311.00	10,619,100	
八十二銀行	21,400	973.60	20,835,040	
山梨中央銀行	1,300	2,200.00	2,860,000	
大垣共立銀行	2,200	2,236.00	4,919,200	
福井銀行	900	1,855.00	1,669,500	
清水銀行	400	1,525.00	610,000	
滋賀銀行	2,000	4,785.00	9,570,000	
南都銀行	1,300	3,575.00	4,647,500	
百五銀行	11,800	695.00	8,201,000	
紀陽銀行	3,900	2,232.00	8,704,800	
ほくほくフィナンシャルグループ	3,500	2,170.00	7,595,000	
山陰合同銀行	7,100	1,263.00	8,967,300	
百十四銀行	1,100	3,410.00	3,751,000	
四国銀行	1,600	1,191.00	1,905,600	
阿波銀行	1,800	2,760.00	4,968,000	
大分銀行	700	3,420.00	2,394,000	
宮崎銀行	800	3,320.00	2,656,000	
佐賀銀行	700	2,247.00	1,572,900	
琉球銀行	1,200	1,159.00	1,390,800	
セブン銀行	36,600	305.90	11,195,940	
みずほフィナンシャルグループ	81,300	4,324.00	351,541,200	
山口フィナンシャルグループ	5,400	1,684.50	9,096,300	
名古屋銀行	700	7,650.00	5,355,000	
北洋銀行	15,200	488.00	7,417,600	
愛媛銀行	1,400	1,113.00	1,558,200	
京葉銀行	3,000	826.00	2,478,000	
栃木銀行	5,500	302.00	1,661,000	
東和銀行	1,900	650.00	1,235,000	
トモニホールディングス	10,300	511.00	5,263,300	
フィデアホールディングス	1,000	1,510.00	1,510,000	
池田泉州ホールディングス	6,200	419.00	2,597,800	
ＦＰＧ	2,900	2,508.00	7,273,200	

ジャパンインベストメントアドバイザー	1,400	1,856.00	2,598,400	
ＳＢＩホールディングス	13,700	4,321.00	59,197,700	
ジャフコ　グループ	2,600	2,270.00	5,902,000	
大和証券グループ本社	66,600	1,061.00	70,662,600	
野村ホールディングス	156,200	1,031.50	161,120,300	
岡三証券グループ	7,700	631.00	4,858,700	
丸三証券	2,800	1,000.00	2,800,000	
東洋証券	3,700	585.00	2,164,500	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	9,800	506.00	4,958,800	
水戸証券	2,800	564.00	1,579,200	
いちよし証券	1,700	817.00	1,388,900	
松井証券	5,200	812.00	4,222,400	
マネックスグループ	10,400	843.00	8,767,200	
極東証券	1,100	1,639.00	1,802,900	
岩井コスモホールディングス	900	2,505.00	2,254,500	
アイザワ証券グループ	1,200	1,782.00	2,138,400	
スパークス・グループ	700	1,546.00	1,082,200	
かんぽ生命保険	11,300	3,013.00	34,046,900	
ＦＰパートナー	300	2,239.00	671,700	
ＳＯＭＰＯホールディングス	33,100	4,345.00	143,819,500	
アニコム　ホールディングス	3,400	571.00	1,941,400	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	58,900	3,264.00	192,249,600	
第一生命ホールディングス	41,200	4,353.00	179,343,600	
東京海上ホールディングス	92,800	5,047.00	468,361,600	
Ｔ＆Ｄホールディングス	21,300	3,084.00	65,689,200	
全国保証	2,400	5,475.00	13,140,000	
ジェイリース	600	1,332.00	799,200	
ＳＢＩアルヒ	1,100	849.00	933,900	
プレミアグループ	1,700	2,301.00	3,911,700	
ネットプロテクションズホールディングス	5,400	488.00	2,635,200	
クレディセゾン	5,300	3,537.00	18,746,100	
芙蓉総合リース	900	11,235.00	10,111,500	
みずほリース	7,000	1,046.00	7,322,000	
東京センチュリー	5,900	1,498.50	8,841,150	
日本証券金融	4,300	1,890.00	8,127,000	
アイフル	15,000	354.00	5,310,000	

リコーリース	1,200	5,210.00	6,252,000	
イオンフィナンシャルサービス	5,200	1,263.50	6,570,200	
アコム	16,200	396.90	6,429,780	
ジャックス	1,100	3,895.00	4,284,500	
オリエントコーポレーション	2,500	820.00	2,050,000	
オリックス	49,600	3,138.00	155,644,800	
三菱ＨＣキャピタル	42,700	1,021.50	43,618,050	
日本取引所グループ	45,400	1,610.00	73,094,000	
イー・ギャランティ	1,900	1,800.00	3,420,000	
ＮＥＣキャピタルソリューション	300	3,875.00	1,162,500	
ｒｏｂｏｔ　ｈｏｍｅ	2,500	162.00	405,000	
大東建託	4,600	15,595.00	71,737,000	
いちご	3,400	365.00	1,241,000	
日本駐車場開発	1,600	205.00	328,000	
スター・マイカ・ホールディングス	1,400	852.00	1,192,800	
ＳＲＥホールディングス	500	3,745.00	1,872,500	
ヒューリック	21,300	1,380.00	29,394,000	
野村不動産ホールディングス	6,300	4,179.00	26,327,700	
三重交通グループホールディングス	2,000	511.00	1,022,000	
ディア・ライフ	1,200	1,054.00	1,264,800	
地主	600	2,175.00	1,305,000	
プレサンスコーポレーション	1,700	2,386.00	4,056,200	
ＪＰＭＣ	600	1,122.00	673,200	
フージャースホールディングス	2,200	1,108.00	2,437,600	
オープンハウスグループ	4,300	5,406.00	23,245,800	
東急不動産ホールディングス	36,700	1,000.00	36,700,000	
飯田グループホールディングス	8,300	2,305.00	19,131,500	
Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	400	1,213.00	485,200	
シーアールイー	300	1,696.00	508,800	
ケイアイスター不動産	500	4,775.00	2,387,500	
グッドコムアセット	600	861.00	516,600	
ジェイ・エス・ビー	400	3,185.00	1,274,000	
ロードスターキャピタル	800	2,826.00	2,260,800	
霞ヶ関キャピタル	500	15,870.00	7,935,000	
パーク２４	2,800	2,049.00	5,737,200	
宮越ホールディングス	200	1,288.00	257,600	
三井不動産	156,000	1,319.00	205,764,000	
三菱地所	18,400	2,214.00	40,737,600	

平和不動産	1,800	4,800.00	8,640,000	
東京建物	2,300	2,436.00	5,602,800	
京阪神ビルディング	2,500	1,510.00	3,775,000	
住友不動産	18,700	5,204.00	97,314,800	
テーオーシー	1,600	647.00	1,035,200	
レオパレス２１	8,800	551.00	4,848,800	
スターツコーポレーション	1,600	4,055.00	6,488,000	
フジ住宅	1,100	743.00	817,300	
空港施設	1,000	597.00	597,000	
明和地所	600	1,051.00	630,600	
ゴールドクレスト	800	3,055.00	2,444,000	
エスリード	300	4,540.00	1,362,000	
日神グループホールディングス	1,600	543.00	868,800	
日本エスコン	1,800	1,049.00	1,888,200	
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	6,100	504.00	3,074,400	
イオンモール	900	1,947.00	1,752,300	
ランド	56,700	8.00	453,600	
カチタス	3,700	2,182.00	8,073,400	
トーセイ	2,200	2,459.00	5,409,800	
サンフロンティア不動産	1,200	1,963.00	2,355,600	
ＦＪネクストホールディングス	1,000	1,205.00	1,205,000	
グランディハウス	600	589.00	353,400	
日本空港ビルデング	4,400	4,842.00	21,304,800	
ＬＩＦＵＬＬ	3,600	182.00	655,200	
ＭＩＸＩ	5,000	3,795.00	18,975,000	
ジェイエイシーリクルートメント	5,400	790.00	4,266,000	
日本M&Aセンターホールディングス	14,300	601.00	8,594,300	
メンバーズ	300	1,227.00	368,100	
ＵＴグループ	900	2,396.00	2,156,400	
アイティメディア	200	1,730.00	346,000	
ケアネット	2,800	720.00	2,016,000	
Ｅ・Ｊホールディングス	300	1,606.00	481,800	
オープンアップグループ	1,800	1,909.00	3,436,200	
コシダカホールディングス	3,800	1,106.00	4,202,800	
パソナグループ	1,100	2,003.00	2,203,300	
リンクアンドモチベーション	1,900	574.00	1,090,600	
エス・エム・エス	2,200	1,321.00	2,906,200	
パーソルホールディングス	132,200	225.20	29,771,440	

クックパッド	3,200	152.00	486,400	
学情	300	2,101.00	630,300	
スタジオアリス	600	2,116.00	1,269,600	
綜合警備保障	11,800	1,076.00	12,696,800	
カカクコム	5,900	2,503.00	14,767,700	
アイロムグループ	300	2,794.00	838,200	
セントケア・ホールディング	700	748.00	523,600	
ルネサンス	300	1,046.00	313,800	
ディップ	1,200	2,243.00	2,691,600	
デジタルホールディングス	600	1,428.00	856,800	
新日本科学	500	1,615.00	807,500	
エムスリー	24,100	1,790.00	43,139,000	
ワールドホールディングス	500	2,097.00	1,048,500	
ディー・エヌ・エー	3,500	3,681.00	12,883,500	
博報堂ＤＹホールディングス	15,700	1,100.00	17,270,000	
ぐるなび	1,300	338.00	439,400	
タカミヤ	1,100	408.00	448,800	
ファンコミュニケーションズ	2,700	400.00	1,080,000	
ライク	100	1,417.00	141,700	
エスプール	2,300	300.00	690,000	
ＷＤＢホールディングス	400	1,874.00	749,600	
アドウェイズ	1,000	280.00	280,000	
バリューコマース	2,600	755.00	1,963,000	
インフォマート	10,200	318.00	3,243,600	
ＪＰホールディングス	3,800	554.00	2,105,200	
ＣＬホールディングス	200	736.00	147,200	
プレステージ・インターナショナル	3,500	722.00	2,527,000	
プロトコーポレーション	800	2,113.00	1,690,400	
アミューズ	400	1,553.00	621,200	
ドリームインキュベータ	200	4,025.00	805,000	
クイック	700	1,960.00	1,372,000	
電通グループ	9,700	3,514.00	34,085,800	
テイクアンドギヴ・ニーズ	500	923.00	461,500	
ぴあ	500	3,145.00	1,572,500	
イオンファンタジー	400	3,110.00	1,244,000	
シーティーエス	1,000	855.00	855,000	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	2,600	2,638.50	6,860,100	
アルプス技研	900	2,527.00	2,274,300	

サニックス	300	233.00	69,900	
オリエンタルランド	63,100	3,219.00	203,118,900	
ダスキン	1,500	3,771.00	5,656,500	
明光ネットワークジャパン	1,800	742.00	1,335,600	
ラウンドワン	3,900	1,325.00	5,167,500	
リゾートトラスト	2,000	3,141.00	6,282,000	
ビー・エム・エル	1,700	2,872.00	4,882,400	
リソー教育	5,200	284.00	1,476,800	
ユー・エス・エス	24,200	1,384.00	33,492,800	
東京個別指導学院	500	354.00	177,000	
サイバーエージェント	21,600	1,182.50	25,542,000	
楽天グループ	83,100	1,023.00	85,011,300	
クリーク・アンド・リバー社	600	1,696.00	1,017,600	
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	1,000	720.00	720,000	
テー・オー・ダブリュー	1,200	320.00	384,000	
山田コンサルティンググループ	700	1,807.00	1,264,900	
セントラルスポーツ	300	2,430.00	729,000	
フルキャストホールディングス	1,100	1,466.00	1,612,600	
エン・ジャパン	1,100	1,690.00	1,859,000	
テクノプロ・ホールディングス	3,500	3,163.00	11,070,500	
アイ・アールジャパンホールディングス	400	756.00	302,400	
ＫｅｅＰｅｒ技研	900	4,105.00	3,694,500	
Ｇｕｎｏｓｙ	700	621.00	434,700	
イー・ガーディアン	400	1,949.00	779,600	
ジャパンマテリアル	4,100	1,600.00	6,560,000	
ベクトル	900	990.00	891,000	
チャーム・ケア・コーポレーション	900	1,347.00	1,212,300	
キャリアリンク	500	2,460.00	1,230,000	
ＩＢＪ	800	666.00	532,800	
アサンテ	400	1,655.00	662,000	
バリューＨＲ	800	1,512.00	1,209,600	
Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	800	3,020.00	2,416,000	
ライドオンエクスプレスホールディングス	200	1,023.00	204,600	
シグマクシス・ホールディングス	1,600	1,000.00	1,600,000	
ウィルグループ	800	1,011.00	808,800	
メドピア	600	530.00	318,000	

リクルートホールディングス	83,800	10,030.00	840,514,000	
エラン	700	799.00	559,300	
日本郵政	89,600	1,644.50	147,347,200	
ベルシステム２４ホールディングス	1,400	1,253.00	1,754,200	
鎌倉新書	700	521.00	364,700	
エアトリ	1,200	1,275.00	1,530,000	
アトラエ	500	797.00	398,500	
ストライク	500	3,240.00	1,620,000	
ソラスト	3,000	474.00	1,422,000	
セラク	200	1,775.00	355,000	
インソース	2,200	1,050.00	2,310,000	
ベイカレント	4,800	6,963.00	33,422,400	
Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	200	801.00	160,200	
アイモバイル	3,300	493.00	1,626,900	
ＭＳ－Ｊａｐａｎ	400	1,037.00	414,800	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	1,700	3,075.00	5,227,500	
エル・ティー・エス	100	2,201.00	220,100	
ミダックホールディングス	400	1,676.00	670,400	
キュービーネットホールディングス	300	1,046.00	313,800	
オープングループ	700	271.00	189,700	
マネジメントソリューションズ	500	1,707.00	853,500	
プロレド・パートナーズ	100	434.00	43,400	
フロンティア・マネジメント	200	687.00	137,400	
アンビスホールディングス	2,100	718.00	1,507,800	
カーブスホールディングス	2,400	699.00	1,677,600	
フォーラムエンジニアリング	1,100	1,074.00	1,181,400	
Ｆａｓｔ　Ｆｉｔｎｅｓｓ　Ｊａｐａｎ	700	1,240.00	868,000	
ダイレクトマーケティングミックス	2,500	273.00	682,500	
ポピンズ	200	1,180.00	236,000	
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	1,100	1,160.00	1,276,000	
リログループ	5,100	1,853.00	9,450,300	
東祥	700	712.00	498,400	
ビーウィズ	100	1,383.00	138,300	
ＴＲＥホールディングス	1,000	1,482.00	1,482,000	
人・夢・技術グループ	500	1,597.00	798,500	
ＮＩＳＳＯホールディングス	700	781.00	546,700	

大栄環境	1,200	2,899.00	3,478,800	
日本管財ホールディングス	200	2,611.00	522,200	
M&A総研ホールディングス	1,300	1,595.00	2,073,500	
エイチ・アイ・エス	100	1,480.00	148,000	
ラックランド	200	1,827.00	365,400	
共立メンテナンス	1,100	3,078.00	3,385,800	
イチネンホールディングス	1,300	1,735.00	2,255,500	
建設技術研究所	1,200	2,556.00	3,067,200	
スバル興業	500	3,580.00	1,790,000	
ナガワ	300	6,630.00	1,989,000	
東京都競馬	700	4,505.00	3,153,500	
カナモト	2,000	3,100.00	6,200,000	
ニシオホールディングス	1,100	4,145.00	4,559,500	
トランス・コスモス	700	3,205.00	2,243,500	
乃村工藝社	1,900	898.00	1,706,200	
藤田観光	400	9,700.00	3,880,000	
ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	800	1,167.00	933,600	
トーカイ	1,100	2,091.00	2,300,100	
セコム	17,200	5,222.00	89,818,400	
セントラル警備保障	400	2,884.00	1,153,600	
丹青社	1,400	908.00	1,271,200	
メイテックグループホールディングス	2,100	3,015.00	6,331,500	
応用地質	500	3,000.00	1,500,000	
船井総研ホールディングス	1,300	2,419.00	3,144,700	
学究社	300	2,041.00	612,300	
イオンディライト	900	4,035.00	3,631,500	
ナック	200	667.00	133,400	
ダイセキ	800	3,940.00	3,152,000	
合　計	17,815,400		35,945,525,830	

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「（３）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2025年 2月28日現在）

Ⅰ　資産総額	38,234,877,722円
Ⅱ　負債総額	1,834,726,617円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	36,400,151,105円
Ⅳ　発行済口数	102,339,008口
Ⅴ　100口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	35,568円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2025年２月28日現在）

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、Ａ種優先株式１株、Ｂ種優先株式１株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、Ａ種優先株式１株、Ｂ種優先株式１株）

最近５年間における資本金の額の増減

・2021年９月３日に普通株式9,072株を消却、またＡ種優先株式１株およびＢ種優先株式１株を発行し２円増資。2021年９月８日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）Ａ種優先株式およびＢ種優先株式は議決権を有しません。

（２）委託会社等の機構

ａ．委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長１名を置くとともに、取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の３日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

ｂ．運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

①　運用に関する会議等

１．投資戦略委員会

原則として月１回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

２．資産ポートフォリオ委員会

原則として月１回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

３．銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

４．運用リスク管理会議

原則として月１回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。

５.プロダクトガバナンス会議

原則として年４回開催し、当社の金融商品の商品性検証等を踏まえた対応やプロダクトガバナンス体制にかかる事項について報告・審議を行います。

６．コンプライアンス委員会

原則として年４回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関する遵守状況の報告・審議を行います。

② 運用の流れ

１．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

２．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

３．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議やコンプライアンス委員会による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2025年２月28日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	258本	3,492,164百万円
公社債投資信託	61本	226,998百万円
合計	319本	3,719,162百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）、並びに同規則第282条第1項及び第306条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

　また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２４年6月１８日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　長　尾　　充　洋

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　佐　久　間　　啓

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第３１期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の２０２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

２０２４年１２月１３日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　佐　久　間　　啓
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　堀　　敦　　哉

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第３２期事業年度の中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の２０２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 （2023年3月31日）		当事業年度 （2024年3月31日）	
区分	注記 番号	金額 （千円）		金額 （千円）	
（資産の部）					
流動資産					
現金及び預金	※１		18,266,544		18,932,059
分別金信託			100,000		100,000
1年内償還予定のその他の関係会社有価証券			1,000,000		－
前払費用			344,367		486,689
未収委託者報酬			1,872,978		1,872,842
未収運用受託報酬	※１		2,021,600		2,465,487
未収投資助言報酬	※１		982,868		778,017
未収収益			188		－
その他			42,838		76,272
流動資産計			24,631,387		24,711,369
固定資産					
有形固定資産			812,781		790,471
建物	※２	578,104		563,553	
器具備品	※２	234,676		226,917	
無形固定資産			5,599		4,929
商標権		3,205		2,534	
電話加入権等		2,394		2,394	
投資その他の資産			1,663,601		1,510,178
投資有価証券		645,029		705,848	
長期差入保証金		493,713		367,019	
長期前払費用		6,563		7,346	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		511,594		423,264	
固定資産計			2,481,982		2,305,579
資産合計			27,113,369		27,016,949

		前事業年度 （2023年3月31日）		当事業年度 （2024年3月31日）	
区分	注記 番号	金額 （千円）		金額 （千円）	
（負債の部）					
流動負債					
預り金			1,060,990		954,088
未払金			1,327,197		1,425,701
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		331,839		344,712	
未払運用委託料		982,867		1,068,239	
その他未払金		9,343		9,603	
未払費用			260,450		271,162
未払法人税等			2,638,545		1,627,180
未払消費税等			572,179		152,836
賞与引当金			390,393		441,655
流動負債計			6,249,758		4,872,626
固定負債					
退職給付引当金			284,250		321,281
役員退任慰労引当金			18,800		28,500
固定負債計			303,050		349,781
負債合計			6,552,808		5,222,407
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			1,466,400		1,466,400
利益剰余金					
利益準備金		366,600		366,600	
その他利益剰余金		18,665,225		19,844,054	
別途積立金		8,538,121		8,538,121	
繰越利益剰余金		10,127,103		11,305,932	
利益剰余金計			19,031,825		20,210,654
株主資本計			20,498,225		21,677,054
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			62,336		117,488
評価・換算差額等計			62,336		117,488
純資産合計			20,560,561		21,794,542
負債純資産合計			27,113,369		27,016,949

（２）【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）金額（千円）		当事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬			8,014,624		7,930,871
運用受託報酬			7,559,541		8,360,110
投資助言報酬			9,671,667		8,342,763
営業収益計	※１		25,245,832		24,633,744
営業費用					
支払手数料			1,267,282		1,347,902
広告宣伝費			32,905		86,891
調査費			1,227,550		1,394,550
調査費		1,180,041		1,340,904	
委託調査費		44,166		50,178	
図書費		3,343		3,467	
委託計算費			403,233		426,485
外部運用委託料			3,997,416		3,886,146
営業雑経費			177,368		202,297
通信費		59,900		63,931	
印刷費		65,113		73,495	
協会費		19,108		18,309	
諸会費		2,252		2,156	
その他営業雑経費		30,993		44,404	
営業費用計			7,105,757		7,344,273
一般管理費					
給料			2,680,109		2,854,618
役員報酬		104,475		104,382	
役員賞与		—		275	
給料・手当		1,803,065		1,861,664	
賞与		373,174		436,683	
賞与引当金繰入額		390,393		441,912	
役員退任慰労引当金繰入額		9,000		9,700	
福利厚生費			336,941		361,825
交際費			14,008		12,822
旅費交通費			60,965		87,097
租税公課			219,965		202,480
不動産賃借料			271,157		431,035
役員退任慰労金			700		—
退職給付費用			96,457		113,823
固定資産減価償却費			154,811		103,935
資産除去債務（履行差額）			128,053		—
業務委託費			771,484		677,733
諸経費			381,294		417,134
一般管理費計			5,115,950		5,262,506
営業利益			13,024,124		12,026,964

		前事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）		当事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	
区分	注記 番号	金額 （千円）		金額 （千円）	
営業外収益					
受取配当金			24,564		66,806
有価証券利息			1,358		433
受取利息			90		105
投資有価証券売却益			8,036		164
投資有価証券償還益			618		―
その他			92		1,572
営業外収益計			34,760		69,082
営業外費用					
支払利息	※１		373		―
投資有価証券償還損			2,105		―
その他			10,042		312
営業外費用計			12,521		312
経常利益			13,046,364		12,095,733
特別損失					
固定資産除却損	※２		25,679		737
有価証券評価損			―		17,814
特別損失計			25,679		18,551
税引前当期純利益			13,020,684		12,077,181
法人税、住民税及び事業税			4,114,491		3,612,954
法人税等調整額			△ 120,567		63,989
法人税等合計			3,993,923		3,676,944
当期純利益			9,026,760		8,400,237

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2022年4月１日　至　2023年3月31日)

（単位：千円）

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,466,400	74,040	8,538,121	6,964,514	15,576,675	17,043,075
当期変動額						
剰余金の配当				△ 5,571,611	△ 5,571,611	△ 5,571,611
利益準備金の積立		292,560		△ 292,560	—	—
当期純利益				9,026,760	9,026,760	9,026,760
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	292,560	—	3,162,589	3,455,149	3,455,149
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825	20,498,225

（単位：千円）

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	71,798	71,798	17,114,873
当期変動額			
剰余金の配当			△ 5,571,611
利益準備金の積立			—
当期純利益			9,026,760
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 9,461	△ 9,461	△ 9,461
当期変動額合計	△ 9,461	△ 9,461	3,445,687
当期末残高	62,336	62,336	20,560,561

当事業年度(自　2023年4月１日　至　2024年3月31日)

（単位：千円）

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825	20,498,225
当期変動額						
剰余金の配当				△7,221,408	△7,221,408	△7,221,408
利益準備金の積立						
当期純利益				8,400,237	8,400,237	8,400,237
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	1,178,829	1,178,829	1,178,829
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	11,305,932	20,210,654	21,677,054

（単位：千円）

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	62,336	62,336	20,560,561
当期変動額			
剰余金の配当			△7,221,408
利益準備金の積立			
当期純利益			8,400,237
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	55,151	55,151	55,151
当期変動額合計	55,151	55,151	1,233,980
当期末残高	117,488	117,488	21,794,542

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)　満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2)　その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　6～50年

器具備品　3～15年

(2)　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権　　10年

３．引当金の計上基準

(1)　賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(2)　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3)　役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
※１　関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金　18,065,313千円 未収運用受託報酬　1,548,805千円 未収投資助言報酬　894,529千円 ※２　有形固定資産の減価償却累計額 建物　239,244千円 器具備品　148,081千円 合計　387,326千円	※１　関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金　18,671,963千円 未収運用受託報酬　1,593,256千円 未収投資助言報酬　609,237千円 ※２　有形固定資産の減価償却累計額 建物　18,579千円 器具備品　204,430千円 合計　223,009千円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 営業収益　15,413,517千円 支払利息　186千円 ※２　固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品　25,679千円	※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 営業収益　12,563,442千円 支払利息　－千円 ※２　固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品　737千円

（株主資本等変動計算書関係）
前事業年度（自　2022年4月1日　　至　2023年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	－	－	29,328
Ａ種優先株式（株）	1	－	－	1
Ｂ種優先株式（株）	1	－	－	1
合計（株）	29,330	－	－	29,330

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（千円）	基　準　日	効力発生日
2022年6月27日定時株主総会	Ａ種優先株式	4,916,947	4,916,947	2022年3月31日	2022年6月28日
	Ｂ種優先株式	654,664	654,664	2022年3月31日	2022年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（千円）	基　準　日	効力発生日
2023年6月26日定時株主総会	Ａ種優先株式	6,401,056	利益剰余金	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	Ｂ種優先株式	820,352	利益剰余金	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

当事業年度（自　2023年4月1日　　至　2024年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	－	－	29,328
Ａ種優先株式（株）	1	－	－	1
Ｂ種優先株式（株）	1	－	－	1
合計（株）	29,330	－	－	29,330

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（千円）	基　準　日	効力発生日
2023年6月26日定時株主総会	Ａ種優先株式	6,401,056	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	Ｂ種優先株式	820,352	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（千円）	基　準　日	効力発生日
2024年6月24日定時株主総会	Ａ種優先株式	5,916,455	利益剰余金	5,916,455	2024年3月31日	2024年6月25日
	Ｂ種優先株式	803,734	利益剰余金	803,734	2024年3月31日	2024年6月25日

（リース取引関係）

前事業年度 2023年3月31日	当事業年度 2024年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券（*1）	643,342	643,342	－
(2)その他の関係会社有価証券			
満期保有目的の債券(*2)	1,000,000	999,925	△75
資産計	1,643,342	1,643,267	△75

(*)「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

(*2) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

当事業年度（2024年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券（*1）	704,161	704,161	－
(2)その他の関係会社有価証券			
満期保有目的の債券	－	－	－
資産計	704,161	704,161	－

(*)「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

３．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品　　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	－	704,161	－	704,161
資産計	－	704,161	－	704,161

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

(2) 時価で貸借対照表計上に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

４．金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年3月31日)　　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,266,544	－	－	－
未収委託者報酬	1,872,978	－	－	－
未収運用受託報酬	2,021,600	－	－	－
未収投資助言報酬	982,868	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの	－	－	105,317	55,660
その他の関係会社有価証券				
満期保有目的の債券	1,000,000	－	－	－
合計	24,143,992	－	105,317	55,660

当事業年度(2024年3月31日)　　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,932,059	－	－	－
未収委託者報酬	1,872,842	－	－	－
未収運用受託報酬	2,465,487	－	－	－
未収投資助言報酬	778,017	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの	－	－	140,214	－
その他の関係会社有価証券				
満期保有目的の債券	－	－	－	－
合計	24,048,407	－	140,214	－

５．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決済日後の返済予定

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

前事業年度（2023年3月31日）　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	1,000,000	999,925	△75
	小計	1,000,000	999,925	△75
合計		1,000,000	999,925	△75

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

２．その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	524,473	410,805	113,668
	小計	524,473	410,805	113,668
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	118,869	142,690	△23,820
	小計	118,869	142,690	△23,820
合計		643,342	553,495	89,847

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度（2024年3月31日）　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	587,603	400,805	186,798
	小計	587,603	400,805	186,798
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	116,557	134,016	△17,458
	小計	116,557	134,016	△17,458
合計		704,161	534,821	169,339

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、投資有価証券について17,814千円減損処理を行っています。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日　　至 2023年3月31日）　　（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	54,000	8,036	－
合計	54,000	8,036	－

当事業年度（自 2023年4月1日　　至 2024年3月31日）　　（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10,164	164	－
合計	10,164	164	－

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表　（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	240,550	284,250
退職給付費用	45,110	50,391
退職給付の支払額	1,410	13,360
退職給付引当金の期末残高	284,250	321,281

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表　（単位：千円）

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
非積立型制度の退職給付債務	284,250	321,281
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	284,250	321,281
退職給付引当金	284,250	321,281
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	284,250	321,281

(3) 退職給付費用　（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	45,110	50,391

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア償却超過額　78,112	ソフトウェア償却超過額　129,397
敷金償却否認　30,554	敷金償却否認　1,714
本社移転費用否認　74,687	本社移転費用否認　－
会員権評価損否認　2,591	会員権評価損否認　2,591
電話加入権評価損　1,395	電話加入権評価損　1,395
繰延資産償却超過額　619	繰延資産償却超過額　5,300
賞与引当金　119,538	賞与引当金　135,235
役員退任慰労引当金　5,756	役員退任慰労引当金　8,726
退職給付引当金　87,037	退職給付引当金　98,376
投資有価証券減損　-	投資有価証券減損　5,454
その他有価証券評価差額金　7,293	その他有価証券評価差額金　5,345
未払事業税　127,691	未払事業税　83,444
その他　11,122	その他　3,479
繰延税金資産小計　546,399	繰延税金資産小計　480,462
評価性引当額　－	評価性引当額　－
繰延税金資産合計　546,399	繰延税金資産合計　480,462
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金　△34,805	その他有価証券評価差額金　△57,197
繰延税金負債合計　△34,805	繰延税金負債合計　△57,197
繰延税金資産の純額　511,594	繰延税金資産の純額　423,264
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

前事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。	本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

(収益認識に関する注記)
当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。
１．　委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年２回、もしくは年１回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
２．　運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
３．　投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年１回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

(セグメント情報等)
［セグメント情報］

前事業年度（自 2022年4月1日　　至 2023年3月31日）
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日　　至 2024年3月31日）
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

前事業年度（自 2022年4月1日　　至 2023年3月31日）

１．製品及びサービスごとの情報
投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

２．地域ごとの情報
(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
23,537,958	1,707,874	25,245,832

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	16,103,493	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,486,311	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2023年4月1日　　至 2024年3月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
21,763,842	2,869,902	24,633,744

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	13,144,143	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,259,461	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

前事業年度（自 2022年4月1日　　至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日　　至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

前事業年度（自 2022年4月1日　　至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日　　至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報］

前事業年度（自 2022年4月1日　　至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日　　至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2022年4月1日　　至 2023年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接　66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結 役員の兼任	運用受託報酬の受取（注1）	5,822,158	未収投資一任報酬	1,548,805
							投資助言報酬の受取（注1）	9,591,359	未収投資助言報酬	894,529

（注1）取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日　　至 2024年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接　66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結 役員の兼任	運用受託報酬の受取（注1）	4,374,116	未収投資一任報酬	1,593,256
							投資助言報酬の受取（注1）	8,189,326	未収投資助言報酬	609,237

（注1）取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
１株当たり純資産額	345,775円28銭	347,655円80銭
１株当たり当期純利益金額	－銭	－銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	20,560,561	21,794,542
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	10,419,663	11,598,492
（うちＡ種優先株式優先配当額・Ｂ種優先株式優先配当額）	(9,026,760)	(8,400,237)
（うちＡ種優先株式未分配配当額・Ｂ種優先株式未分配配当額）	(1,392,902)	(3,198,255)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	10,140,897	10,196,049
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	29,328	29,328

３．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
当期純利益金額（千円）	9,026,760	8,400,237
普通株主に帰属しない金額（千円）	9,026,760	8,400,237
（うちＡ種優先株式優先配当額・Ｂ種優先株式優先配当額）	(9,026,760)	(8,400,237)
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	－	－
普通株式の期中平均株式数（株）	29,328	29,328

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第32期中間会計期間 (2024年9月30日)
科　目	注記 番号	金　額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		11,828,323
分別金信託		100,000
前払費用		442,503
未収委託者報酬		1,892,301
未収運用受託報酬		1,759,651
未収投資助言報酬		4,202,288
未収収益		6
その他		68,253
流動資産計		20,293,327
固定資産		
有形固定資産	※1	799,111
建物		560,992
器具備品		238,119
無形固定資産		4,594
投資その他の資産		1,466,378
投資有価証券		654,425
長期差入保証金		364,462
長期前払費用		5,800
会員権		6,700
繰延税金資産		434,990
固定資産計		2,270,084
資産合計		22,563,411

		第32期中間会計期間 （2024年9月30日）
科　目	注記 番号	金　額 （千円）
（負債の部）		
流動負債		
預り金		209,666
未払金		351,646
未払運用委託料		994,866
未払費用		320,402
未払法人税等		1,513,231
未払消費税等		109,010
賞与引当金		432,012
流動負債計		3,930,836
固定負債		
退職給付引当金		304,564
役員退任慰労引当金		16,400
固定負債計		320,964
負債合計		4,251,800
（純資産の部）		
株主資本		
資本金		1,466,400
利益剰余金		
利益準備金		366,600
その他利益剰余金		16,390,915
別途積立金		8,538,121
繰越利益剰余金		7,852,793
利益剰余金計		16,757,515
株主資本計		18,223,915
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		87,696
評価・換算差額等計		87,696
純資産合計		18,311,611
負債純資産合計		22,563,411

(2) 中間損益計算書

		第32期中間会計期間 （自　2024年4月 1日 至　2024年9月30日）
科　目	注記 番号	金　額 （千円）
営業収益		
委託者報酬		3,698,910
運用受託報酬		3,965,809
投資助言報酬		3,266,410
その他営業収益		10
営業収益計		10,931,140
営業費用		
外部運用委託料		1,687,958
支払手数料		672,080
その他		1,148,474
営業費用計		3,508,514
一般管理費	※1	2,742,643
営業利益		4,679,982
営業外収益	※2	42,923
営業外費用	※3	6,159
経常利益		4,716,745
特別損失	※4	245
税引前中間純利益		4,716,500
法人税、住民税及び事業税		1,448,026
法人税等調整額		1,422
法人税等合計		1,449,448
中間純利益		3,267,051

(3) 中間株主資本等変動計算書

第32期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	11,305,932	20,210,654	21,677,054
当中間期変動額						
剰余金の配当				△ 6,720,190	△ 6,720,190	△ 6,720,190
中間純利益				3,267,051	3,267,051	3,267,051
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 3,453,139	△ 3,453,139	△ 3,453,139
当中間期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	7,852,793	16,757,515	18,223,915

（単位：千円）

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	117,488	117,488	21,794,542
当中間期変動額			
剰余金の配当			△ 6,720,190
中間純利益			3,267,051
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 29,791	△ 29,791	△ 29,791
当中間期変動額合計	△ 29,791	△ 29,791	△ 3,482,930
当中間期末残高	87,696	87,696	18,311,611

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　3～50年

器具備品　3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権　　10年

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4．収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第32期中間会計期間 （2024年9月30日）	
※１　有形固定資産の減価償却累計額	287,040千円

（中間損益計算書関係）

第32期中間会計期間 （自　2024年4月 1日 至　2024年9月30日）	
※１　減価償却実施額	
有形固定資産	66,287千円
無形固定資産	335千円
※２　営業外収益の主要項目	
受取配当金	39,706千円
受取利息	1,173千円
※３　営業外費用の主要項目	
投資有価証券償還損	5,821千円
※４　特別損失の主要項目	
固定資産除却損	245千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第32期中間会計期間（自　2024年4月1日　　至　2024年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	－	－	29,328
Ａ種優先株式（株）	1	－	－	1
Ｂ種優先株式（株）	1	－	－	1
合計（株）	29,330	－	－	29,330

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（千円）	基　準　日	効力発生日
2024年6月24日定時株主総会	Ａ種優先株式	5,916,455	5,916,455	2024年3月31日	2024年6月25日
	Ｂ種優先株式	803,734	803,734	2024年3月31日	2024年6月25日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（2024年9月30日）　　（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券（*1）	652,738	652,738	－
資産計	652,738	652,738	－

（*）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は1,687千円であります。

2．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当中間会計期間におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル　1　の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル　2　の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル　3　の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2024年9月30日）　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	－	652,738	－	652,738
資産計	－	652,738	－	652,738

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2．その他有価証券

当中間会計期間（2024年9月30日）　（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	587,042	449,378	137,663
	小計	587,042	449,378	137,663
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	65,696	76,960	△11,264
	小計	65,696	76,960	△11,264
合計		652,738	526,338	126,399

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

なお、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

（デリバティブ取引関係）
第32期中間会計期間（2024年9月30日）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
第32期中間会計期間（自　2024年4月1日　　至　2024年9月30日）
当社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。
当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用として計上しております。

（収益認識に関する注記）
当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。
1.　委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年２回、もしくは年１回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2.　運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3.　投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって年１回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
当中間会計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は中間損益計算書記載の通りです。

（セグメント情報等）
［セグメント情報］
第32期中間会計期間（自　2024年4月1日　　至　2024年9月30日）
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］
第32期中間会計期間（自　2024年4月1日　　至　2024年9月30日）
1．製品及びサービスごとの情報
投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2．地域ごとの情報
(1)営業収益
（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
9,269,528	1,661,611	10,931,140

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	5,118,800	投資運用業
Maples Trustee Services (Cayman) Limited	1,231,779	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	929,976	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

第32期中間会計期間（自　2024年4月1日　　至　2024年9月30日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

第32期中間会計期間（自　2024年4月1日　　至　2024年9月30日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報］

第32期中間会計期間（自　2024年4月1日　　至　2024年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期中間会計期間 （2024年9月30日）
１株当たり純資産額	346,639円98銭
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（千円）	18,311,611
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	8,145,353
（うちＡ種優先株式優先配当予定額・Ｂ種優先株式優先配当予定額）（千円）	(3,267,051)
（うちＡ種優先株式未分配配当額・Ｂ種優先株式未分配配当額）（千円）	(4,878,302)
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	10,166,257
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数（株）	29,328

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期中間会計期間 （自　2024年4月 1日 至　2024年9月30日）
１株当たり中間純利益金額	－銭
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	3,267,051
普通株主に帰属しない金額（千円）	3,267,051
（うちＡ種優先株式優先配当予定額・Ｂ種優先株式優先配当予定額）（千円）	(3,267,051)
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	－
普通株式の期中平均株式数（株）	29,328

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について

該当事項はありません。

（２）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

NZAM 上場投信
S&P／JPX カーボン・エフィシェント指数

約　　款

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
NZAM　上場投信　S&P／JPX カーボン・エフィシェント指数約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第２条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第 21 条第 1 項、同条第 2 項および第 25 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的、金額および信託金の限度額）

第３条　委託者は、金 1,000 億円に相当する有価証券および金銭を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金 10 兆円に相当する有価証券および金銭を限度として追加信託することができます。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第 2 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第 46 条第 1 項、同条第 2 項、第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項および第 50 条第 2 項の規定により信託を終了させる場合があります。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第 12 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については、同条同項において信託された金額を信託契約締結日の前営業日の「S&P／JPX カーボン・エフィシェント指数」の終値の 1 ポイントを 1 円に換算した額（小数点以下は切り上げ）で除した口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託に相当する金額は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係

る受益権の口数を乗じて得た額（第12条第5項に規定する必要な経費に相当する金額を加えた額）とし、追加信託は、当該金額に相当する有価証券および金銭によるものとします。

② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、有価証券および金銭（第12条第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当該受益権に係る信託が行われた旨の通知を行います。ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）は、その取得申込者に対し、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込に応じることができるものとします。

② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、「S&P／JPXカーボン・エフィシェント指数（トータル・リターン）」（以下「対象株価指数」といいます。）を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式をもって行うものとします。ただし、当該株式の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象株価指数に連動すると想定する1単位のポートフォリオに相当する口数とします。

③　受益権の価額は、第4項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。
④　販売会社は受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日（委託者が別に定める時限を過ぎて申込みを受領した場合は翌営業日）（第3条第1項の規定に係る取得については信託契約締結日とします。）を取得申込受付日として当該取得申込を受け付けます。
⑤　取得申込者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、第2項の規定にかかわらず、原則として取得申込みに係る当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額を当該株式に代えて金銭をもって取得することができるものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、第3項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込に係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とします。なお、委託者は、当該発行会社の株式を投資信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額を徴することができるものとします。
⑥　前項に該当する場合には、受益権の取得申込者は、販売会社を通じてその旨を委託者に通知するものとします。この通知が取得申込の際に行われなかった場合において、そのことによって投資信託財産その他に損害が生じた場合には、販売会社がすべての責を負うものとします。
⑦　第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込に係る有価証券ならびに第2項ただし書きおよび第5項に規定する金銭の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。
⑧　第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受付けを行うことがあります。
　１．対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
　２．対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
　３．対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日
　４．第31条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
　５．この信託が終了となる場合において、償還日の直前5営業日間
　６．前各号のほか、委託者が、第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす

おそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合

⑨　販売会社は、取得申込時において、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。

⑩　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。

（金融商品取引所への上場）

第 13 条 委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

②　委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、第14条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益者名簿の作成と名義登録）

第16条　受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第6条の受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあっては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

②　受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

③　受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関である

ものに限ります。以下同じ。）を経由して第１項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

④　前項に規定する名義登録は、第 31 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前 5 営業日間において名義登録を停止するものとします。

（投資の対象とする資産の種類）

第 17 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 23 条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲）

第 18 条 委託者は、投資信託財産を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株式

２．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、投資信託財産を、第 1 項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、次の各号に掲げる運用の基本方針に従って、その指図を行います。

１．この信託は、投資信託財産の 1 口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式を組入れることを原則とします。

２．前号の基本方針に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

３．市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

４．投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式の貸付けを行うことができるものとします。

５．株式への投資割合には、制限を設けません。

６．外貨建資産への投資は、行いません。

７．デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

８．一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（収益分配方針）

第20条　毎計算期末に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

②　売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

③　収益の分配にあてなかった利益については、前条の規定に基づいて運用を行います。

（利害関係人等との取引等）

第 21 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第17条および第18条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条、第27条および第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 17 条および第 18 条に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条、第 24 条、第 27 条および第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（投資する株式等の範囲）

第 22 条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式等については、この限りではありません。

②　第 1 項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（先物取引等の運用指図）

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

（株式の貸付けの指図および範囲）

第 24 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式を貸付時

点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付けることの指図をすることができるものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（信託業務の委託等）

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1．投資信託財産の保存に係る業務

2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（株式売却等の指図）

第 27 条 委託者は、投資信託財産に属する株式の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 28 条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立て替え）

第 30 条 投資信託財産に属する株式について、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申し

出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

② 投資信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 第1項および第2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条 この信託の計算期間は、毎年2月16日から8月15日まで、8月16日から翌年2月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2021年2月15日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務等の諸費用）

第33条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用および対象株価指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料ならびにこれらに係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

② 投資信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中より支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に第2号により計算した額を加算して得た額とします。

1．投資信託財産の純資産総額に年10,000分の12以内の率を乗じて得た額

2．第24条第1項の規定に基づく投資信託財産に属する株式の貸付に係る品貸料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額

② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者の間の配分は別に定めます。

③ 信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第35条 投資信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第33条各号の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配

することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を投資信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

② 毎計算期末に投資信託財産から生じた第 1 号に掲げる利益の合計額は、第 2 号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

1．有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、交換（解約）差益金

2．有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、交換（解約）差損金

（収益分配金の支払い）

第 36 条 受託者は、計算期間終了日現在において、第 16 条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

② 受託者は収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成した者にこれを委託することができます。

③ 第 1 項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が第 16 条第 3 項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

（追加信託金および受益権と有価証券の交換の計理処理）

第 37 条 追加信託に相当する金額（追加信託に係る有価証券の評価額を含みます。）は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託差金として処理します。

② 第 38 条に定める受益権と有価証券との交換にあたっては、交換に係る受益権口数に交換請求の受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、交換（解約）差金として処理します。

（交換の請求）

第 38 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、当該受益権と当該受益権の投資信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

② 受益者が交換請求をするときは、販売会社に対し、委託者が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって行うものとします。

③ 受益者は、2020 年 10 月 12 日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日（委託者が別に定める時限を過ぎて請求を受領した場合は翌営業日）を交換請求受付日として、交換を請求することができます。

④ 委託者は、交換に際し、投資信託財産に属する有価証券の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券は、交換請求受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位（金融商品取引所が定める 1 売買単位をいいます。）の整数倍とします。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受付けを行うことがあります。

1．対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日

2．対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前々営業日から起算し

て3営業日以内

３．対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日

４．第31条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）

５．この信託が終了となる場合において、償還日の直前5営業日間

６．前各号のほか、委託者が、第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合

⑥　第2項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。当該抹消に係る手続および第39条第4項に掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、第39条第1項または第2項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑦　受託者は、第39条第1項または第2項の委託者の交換の指図に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および第39条第5項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ、抹消したものとして取り扱います。

⑧　販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。

⑨　委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときおよび委託者が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消しまたはその両方を行うことができます。

⑩　前項の規定により交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして計算されるものとします。

（交換の指図等）

第39条　委託者は、前条第1項の請求を受け付けた場合には、当該請求に係る受益権と、当該受益権の投資信託財産に対する持分に相当する有価証券として委託者が指定するものとの交換を行うよう受託者に指図します。

②　前項の規定にかかわらず、交換の請求を行った受益者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、第1項の請求に係る受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう受託者に指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第3項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に前条第1項の交換請求に係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とします。なお、委託者は、当該発行会社の株式を投資信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額を徴することができるものとします。

③　前項に該当する場合には、交換請求を行う受益者は、販売会社を通じてその旨を委託者に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行われなかった場合において、そのことによって投資信託財産その他に損害が生じた場合には、販売会社がすべての責を負うものとします。

④　受託者は、前条第6項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従

い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第6項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して3営業日目から振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。

⑤　委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

（受益権の買取り）

第40条 販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

１．交換により取引所売買単位未満の振替受益権が生じた場合

２．第13条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

②　前項の買取価額は、買取請求受付日の基準価額から、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。

③　販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

④　前項の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、第2項の規定に準じて計算されたものとします。

（信託終了時の交換等）

第41条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、投資信託財産に対する持分に相当する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

②　前項の交換は、販売会社の営業所において行うものとします。

③　第1項の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④　対象株価指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、前項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。

⑤　前項の規定により投資信託財産が買取った受益権については、前項の個別銘柄時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。

⑥　販売会社は、第1項による交換を行うときは、当該受益者から販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

⑦　第1項の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行います。

⑧　委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益

権と同口数の受益権（前条の規定により買取りの対象となった受益権を含みます。）を失効したものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑨　第 1 項および第 3 項の規定にかかわらず、次の各号の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに販売会社が買取りを行うことを原則とします。

１．第 1 項において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権

２．第 1 項における一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）

⑩　販売会社は、前項の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

⑪　信託終了に係る金銭は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者である販売会社に支払います。なお、販売会社は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託を終了するのと引換えに、信託終了に係る金銭に相当する受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（収益分配金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 42 条 受託者は、収益分配金について第 36 条第 3 項に規定する支払開始日から 5 年経過した後に、未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金および信託終了時の交換に係る時効）

第 43 条 受益者が、収益分配金について第 36 条第 3 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了時の交換については信託終了日から 10 年間その交換請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約の請求の禁止）

第 44 条 受益者は、自己に帰属する受益権（第 52 条の規定に基づき、受託者が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）につき、信託期間中において、この信託の一部解約の実行を請求することはできません。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第 45 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第 46 条 委託者は、信託期間中において、投資信託財産の一部を受益権と交換することにより、2023 年 2 月 15 日以降の受益権の口数が 500 万口を下ることとなった場合もしくは、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

１．受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

２．対象株価指数が廃止された場合

３．対象株価指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第 51 条第 2 項に規定する書面決議により否決された場合

なお、第 1 号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。

③　委託者は、第 1 項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとする場合、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第 3 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 47 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定に従います。

（委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い）

第 48 条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　第 1 項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条第 2 項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い）

第 49 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取り扱い）

第 50 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をい

います。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合（前項の変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第 52 条 第 46 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 53 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1．他の受益者の氏名または名称および住所

2．他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第 54 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取り扱い）

第 55 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2020 年 9 月 10 日（信託契約締結日）

（付表）

1. 約款第 6 条の別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。

2025.5